

総務教育常任委員会資料

(平成31年2月14日)

【件名】

・鳥取県教育振興基本計画の改訂案に係るパブリックコメントの実施結果について (教育総務課)	1
・鳥取県文化部活動の在り方に関する方針(案)について(高等学校課)	4
・平成30年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について (いじめ・不登校総合対策センター)	32
・鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第4次計画)案に係るパブリックコメントの 実施結果について(社会教育課)	77
・文化財の県指定について(文化財課)	80
・企画展「Our Collections! - 鳥取県のアート・コレクションの、これまでとこれから -」 の開催について(博物館)	91

教育委員会



鳥取県教育振興基本計画の改訂案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成31年2月14日
教 育 総 務 課

鳥取県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、その改訂に向けて、改訂案に対するパブリックコメントを実施しましたので、結果を報告します。

記

1 パブリックコメントの状況

- (1) 意見募集期間 平成31年1月22日（火）から2月8日（金）まで
(2) 閲覧方法 県施設（県民課、総合事務所、図書館）及び19市町村に配架、とりネットへの掲載、関係機関への郵送
(3) 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、県庁県民課・総合事務所設置の意見箱

2 応募件数及び対応

- (1) 応募件数 71件（26人）
(2) 対応

反映した	1件	今後の参考とする	18件
盛り込み済	40件	反映できない	12件

(3) 主な意見と対応等

主な意見	対応等
○基本理念について（全6件）	
盛り込み済（6件）	
(主な意見) ・「自立して生きる力」は自主性を重んじて行動に結びつけることが重要。 ・「社会の中で支え合う力」は人権教育が重要。 ・「ふるさと鳥取県に誇りを持ち未来を創造する力」はふるさとへの愛着が必要。農林業の体験、自然体験が重要。	・鳥取県教育の目指すところを基本理念に盛り込んでおり、基本理念の実現に向けて、具体的な施策を進めていく。
○目標1（社会全体で学び続ける環境づくり）（全3件）	
盛り込み済（3件）	
(主な意見) ・学校支援ボランティア等による地域学校協働活動、放課後子供教育等の取組の充実が必要。地域とともにある学校づくりの推進が重要。	・「学校支援ボランティアや保護者や地域住民等が学校運営に参加するコミュニティ・スクールの充実等」について記載しており、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体で教育課題に取り組んでいく。
○目標2（学ぶ意欲を高める学校教育の推進）（全14件）	
盛り込み済（11件）	
(主な意見) ・規範意識の向上、道徳教育の充実が重要。	・「子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けた道徳教育の充実」について記載しており、取組を進めていく。
・社会の一員としての自覚と規範意識を持たせること、中学生の頃から奉仕活動に積極的に参加していくことが重要。	・「ボランティア活動、自然体験活動、探究学習等の充実」について記載しており、子どもたちの豊かな人間性、社会性を育むための取組を進めていく。

・ふるさと教育について、自然体験活動、集団宿泊体験の充実が重要。	・ふるさと教育を重点取組として、「地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究学習の充実」について記載しており、取組を進めていく。
・職場体験、インターンシップを充実することが重要。	・「地域で活躍されている方や企業、団体等と連携した職場体験、インターンシップの充実」について記載しており、子どもたちが、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育の充実等の取組を進めていく。

今後の参考とする（3件）

（主な意見）

- ・自己肯定感を育むことについて、幼児教育が非常に大切であり、支援を充実するべき。
- ・特別支援教育の向上を図るために、教職員定数を抜本的に改善するべき。

⇒今後の施策を進める上での参考としていく。

○目標3（学校を支える教育環境の充実）（全24件）

盛り込み済（13件）

（主な意見） <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の在り方の基本的な検討や県立高校の魅力化・特色化が重要。 ・コンプライアンスは大事なことである。教職員のみならず、管理職や教育委員会にも言及すべき。 ・いじめ、暴力行為、不登校、自殺の予防のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めることが重要。 ・貧困等への対応として、子ども食堂、学生ボランティアとの連携が重要。 	・「今後の県立高等学校の在り方の検討」について記載しており、抜本的な検討を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの意識の徹底について、管理職や教育委員会も含め組織全体で取り組んでいく趣旨で記載しており、不祥事を起こさない、起こさせない職場づくりを進めていく。 ・「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用や関係機関との連携等」について記載しており、取組を進めていく。 ・「多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築」について記載しており、「地域未来塾」の活動支援や子ども食堂との連携等を進めていく。
---	--

今後の参考とする（11件）

（主な意見）

- ・教職員定数の充実が必要であり、取組を進めるべき。
- ・実践力を備えた教職員の育成のため、現場実習が重要であり、取組を進めるべき。

⇒今後の施策を進める上での参考としていく。

○目標4（生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進）（全4件）

盛り込み済（3件）

（主な意見） <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツの推進が必要。 	・「障がい者スポーツの推進」について記載しており、取組を進めていく。
---	------------------------------------

反映できない（1件）

・「トップアスリートの育成」について、公教育として必要な施策だとは思わない。	・子どもたちの夢や健やかな体を育むため、教育施策に位置付け、総合的に推進していく。
--	---

○目標5（文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造）（全5件）

反映した（1件）

・計画本文の表現で、「県民立美術館」、「県立美術館」となっているところがあり、分かりにくく。	・「県民立美術館」は、県民参加の仕組みで機能する美術館として表現しているものであり、策定済の「鳥取県立美術館整備基本計画」を除き、「県民立美術館」に統一する。
--	---

盛り込み済（4件）	
(主な意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実等が重要。 ・美術館整備を契機とした学びの支援が重要。
○その他（全15件）	
今後の参考とする（4件）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「教職員の一人当たり平均時間外業務時間の削減率」を数値目標としているが、文部科学省の勤務時間の上限に関するガイドラインを踏まえて、数値目標を変更するべき。 ⇒国の動向等を踏まえ、適切に対応する。 	
反映できない（11件）	
(主な意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に数値目標を掲げるのは教育的ではない。 ・数値目標の設定について、平均値にこだわり過ぎている。 ・項目により網羅的に数値目標が設定されているものもあるが、全く記載されていない項目もある。毎年度の取組を振り返り、次年度以降につなげていくため、数値目標の設定が必要である。 ・「難関国立大学の合格者数」は目標として適切ではない。 ・全国学力・学習状況調査結果で全国平均を指標とするのは問題である。
<ul style="list-style-type: none"> ・取組を進めていく上では、客觀性があり、分かりやすい数値目標をできるだけ設定していくこととしている。設定に当たっては、現行基本計画からの継続性や「教育に関する大綱」等の数値目標との整合性も図りながら設定していく。なお、基本計画改訂後も個別の達成状況等を踏まえ、隨時、見直し等を行っていく。 	

3 今後の予定

・H31.3 定例教育委員会「鳥取県教育振興基本計画（2019～2023）」改訂

鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）について

平成31年2月14日
小中学校課
特別支援教育課
高等学級課
教育・学術振興課

平成30年12月27日に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容及び「文化部活動の在り方に係る検討会」委員の意見を踏まえて、下記のとおり「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を策定する予定としています。

記

1 鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）の概要

＜適切な運営のための体制整備＞

- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、県の方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- 文化部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、保護者に部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動毎に部活動の運営方針等を説明する。

＜合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組＞

- 校長及び文化部活動の指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 文化部活動の指導者は、各分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

＜適切な休養日等の設定＞

中学校・・・学期中（長期休業中を除く。以下同じ。）は週当たり2日以上の部活動休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（暑い時間帯を避けるため朝練習を行う場合の時間も含む。）。

高等学校・・・原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の部活動休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、部活動休養日を他の日に振り替えること。）。

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努めること（朝練習を行う場合の時間も含む。）。

- ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外勤務が過度なものとならないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。
- 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

<生徒のニーズを踏まえた環境の整備>

- 校長は、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。
- 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術・文化等の活動のための環境の充実を推進する。

<学校単位で参加する大会等の見直し>

- 県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会等や地域からの要請により参加する行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される大会等への参加が生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。
- 各学校の文化部が参加する大会数の上限は以下を目安とする。
 - 各学校の文化部が参加する大会は、原則として県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

2 これまでの検討状況及び今後の予定

平成30年12月18日	文化部活動の在り方に係る検討会を開催
平成30年12月20日	定例教育委員会で検討会の状況について報告
平成30年12月27日	文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定・通知
平成31年1月	国のガイドライン及び検討会委員の意見を踏まえ、鳥取県文化部活動の在り方に関する方針（案）を作成
平成31年2月	定例教育委員会で方針（案）を協議 常任委員会で方針（案）を報告 鳥取県文化部活動の在り方に関する方針を策定・通知
平成31年2月～3月	市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者が「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定 校長が「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定
平成31年4月	運用開始 文化部顧問が年間の活動計画を作成

「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」

(案)

鳥取県・鳥取県教育委員会

平成31年 月

目 次

はじめに

1 基本方針

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 文化部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

4 適切な休養日等の設定

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入
- (2) 地域との連携等

6 学校単位で参加する大会等の見直し

終わりに

【資 料】

- 別紙1：学校方針（見本）
- 別紙2：部活動計画表（見本）
- 別紙3：月別活動計画（実績）（見本）

はじめに

- 学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部活動の責任者（以下、「文化部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県の芸術文化等の基盤を担っている。
- また、文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（H29.3月告示）及び高等学校学習指導要領（H30.3月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と示されている。
- しかし、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- そこで、本県では、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における文化部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。
- 地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な文化部活動の構築を目指すこととする。

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。
- 本方針は、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の文化部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
 - ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること
- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 県及び県教育委員会は、本方針に基づく文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについては、運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考え方を持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。

カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部の設置に努める。

※適正な数の文化部活動数の目安・・・複数の文化部顧問が配置できる部活動数

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し遵守する。

- 中学校段階における部活動では、学期中（長期休業中を除く。以下同じ。）は週当たり2日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けること。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上の休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ことができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けるよう努めること。

原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

※活動時間…本方針での「活動時間」とは、練習、実演、実験等の時間を意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まれない）練習等の効果が期待される活動の時間である。

イ 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

ウ 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、2（1）アに掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、2（1）イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町（学校組合）共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力や体育館や公民館、図書館、博物館・美術館などの社会教育施設、劇場、音楽ホール等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進する。

また、県、県教育委員会及び学校の設置者は、各分野の関係団体等に対し、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組への協力を求める。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。

イ 校長は、県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

ウ 各学校の文化部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

○ 各学校の文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟及び高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。
- 中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。
- 平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

別紙1

○○○高等学校 文化部活動に係る方針（見本）

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 各部活動の実態に応じ、休養期間を明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

①休養日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。

※別紙「活動計画表」参照

②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。（朝練習を行う場合の時間も含む）

③参加する大会：原則として、県高文連主催、共催の大会とする。

その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。

④その他

- ・試験の1週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
- ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
また、各部活動の実態に応じ、ある程度の休養期間を設ける。
- ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

(1) 体罰等、不適切な指導の禁止について

・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

(2) 保護者との連携・協力について

・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。

・必要に応じて、保護者会を開催する。

(3) 熱中症等による事故防止について

・猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

別紙2

○○○高等学校△△△部年間活動計画（見本）

部員数	男子5名 女子20名 合計25名
顧問氏名	第1：○○○○ 第2：□□□□ 第3：△△△△（部活動指導員）
活動日	月、火、水、木、金、土
休養日	日
活動時間	（平日）月・火・木・金・・・3時間 水・・・2時間 （休日）土・・・・・・・4時間（9：00～13：00）
活動場所	音楽室

活動目標	○生徒が主体的に取り組める部活動を目指す。 ○多様な表現や鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指す。 ○部活動の充実を学校全体の活性化に役立たせる。
------	--

月	大会・コンクール等	その他（合宿等）	練習内容
4月		始業式・入学式式典演奏	県総合音楽会に向けての練習
5月	県高校総合音楽会		コンクールに向けての練習
6月	サマーブラスコンサート		コンクールに向けての練習
7月			コンクールに向けての練習
8月	全国高総文祭 吹奏楽コンクール鳥取県大会・中国大会	強化合宿（夏季休業中）	学校祭に向けての練習
9月	マーチングコンテスト 鳥取県大会	学校祭	アンサンブルコンテストに向けての練習
10月	マーチングコンテスト 中国大会	リーダー研修会	アンサンブルコンテストに向けての練習
11月	近畿高総文祭		アンサンブルコンテストに向けての練習
12月	アンサンブルコンテスト 鳥取県大会		定期演奏会に向けての練習
1月			定期演奏会に向けての練習
2月	アンサンブルコンテスト 中国大会		定期演奏会に向けての練習
3月		卒業式・終業式式典演奏 吹奏楽部定期演奏会	定期演奏会に向けての練習

備考

※ここには、例えばオフシーズンのことや最高学年の活動時期のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記載してください。

「計画表」の提出の場合は「実績」を、「実績表」の提出の場合は「計画」をそれぞれ削除して活用ください。なお、本表はあくまでも見本

【○○○高等学校部活動計画(実績)表】(見本)

校長	教頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導
★毎週○曜日は「ノーベル活動デー」！				

(吹奏楽)部

(6)月計画(実績)表

日	曜	活動時間	活動場所	主な活動内容	第1顧問指導時間	第2顧問指導時間	部活動指導員指導時間
1	月	17:00~18:30	音楽室等	通常練習	0	0	1.5
2	火	17:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
3	水	16:00~19:00	音楽室等	通常練習	2	1	0
4	木	16:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	0	2
5	金	16:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
6	土	9:00~13:00	市民会館	コンサート	3	1	1
7	日	ノーベル活動デー					
8	月	17:00~18:30	音楽室等	通常練習	0	0	1.5
9	火	17:00~19:00	音楽室等	通常練習	1	2	0
10	水	職員会議			0	0	0
11	木						
12	金			特別な理由で「ノーベル活動デー」に部活動を行った場合、振替をとること。			
13	土						
14	日	ノーベル活動デー					
15	月						
16	火						
17	水			土日のうちいずれか1日を「ノーベル活動デー」としたら、このようにあらかじめ色をつけておくとわかりやすい。			
18	木						
19	金						
20	土						
21	日	ノーベル活動デー					
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金						
27	土						
28	日	ノーベル活動デー					
29	月						
30	火						
指導時間数					9	8	6

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」と「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」(案)の比較表

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」	「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」(案)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行わる、本県のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。 ○ また、運動部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るために意義ある活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育課程との関連が図られるものであり、学校や地域の実態が目指す資質・能力の育成に資するものであること。その際、学校や地域の各種団体等に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育施設や社会教育課程との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようとするものとする」と示されている。 <p>—中学校学習指導要領（H29.7月）高等学校学習指導要領（H30.7月）（抜粋）—</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会では、平成26年3月に、子どもたちが夢や目標を持ち、主にスポーツに取り組む中で、児童生徒一人一人が人間性豊かに成長していくことをを目指して「子どものスポーツ活動ガイドライン」を作成し、適切な運動部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。 ○ しかし、日々、スポーツ活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、本県においても学校や地域によっては存続の危機にある。 ○ そこで、本県では、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における運動部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。 ○ 地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すこととする。 ○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的の取 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、社会科、ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部活動の一環として行われ、本県の芸術文化等の基盤を担っている。 ○ また、文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（H29.3月告示）及び高等学校学習指導要領（H30.3月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態の際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるものとする」と示されている。 ○ しかし、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行つてきただ状況もあることから、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを見直すとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。 ○ そこで、本県では、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における文化部活動の明日への第一歩として、本方針を作成した。 ○ 地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な文化部活動の構築を目指すこととする。 ○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的の取

組について示すものである。

組について示すものである。

- 本方針は、スポーツ庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の運動部活動を対象とし、生徒にとつて望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方にについて検討し、改革に必要な支援等に取り組む。
- 県及び県教育委員会は、本方針に基づく運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

（1）運動部活動の方針の策定等

- ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。
- なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参

組について示すものである。

- 本方針は、文化庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部含む。以下同じ。）段階の文化部活動を対象とし、生徒にとつて望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになります。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること

- 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、持続可能な文化部活動の在り方にについて検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 県及び県教育委員会は、本方針に基づく文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

（1）文化部活動の方針の策定等

- ア 市町（学校組合）教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。
- なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参

<p>加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。</p> <p>ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p>	<p>エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p> <p>オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対する多様な考え方を持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。</p> <p>カ 学校の設置者は、上記イ・ウにおいて運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。</p>	<p>（2）指導・運営に係る体制の構築</p> <p>ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部の設置に努める。</p> <p>※適正な数の運動部活動数の目安・・・複数の運動部顧問が配置できる部活動数</p> <p>※部活動指導員・・・部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に從事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等を行おう。</p>	<p>イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するよう努める。</p> <p>なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段</p>
---	---	---	--

階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を行ふこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。	階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を行ふこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。	ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度となりよう、適宜、指導・是正を行う。	エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度となりよう、適宜、指導・是正を行う。
オ 県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び美技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。	オ 県教育委員会及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導員）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
カ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。	カ 県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
(1) 適切な指導の実施	
ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。	ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスとのされた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得る	イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点

<p>ために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上や、生徒の体力の向上や、生涯を通じて芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うこと等を正しく理解するとともに、生徒の基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれを目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果的な個差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p> <p>また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。</p>
<p>(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用</p>
<p>ア 県及び県教育委員会は、県中学校体育連盟等と連携し、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。</p>
<p>イ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、3(1)に基づく指導を行う。</p> <p>ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり基準として設定し遵守する。</p> <p>○ 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。</p> <p>1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率</p>

<p>の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいづれかを含む週1日以上の休養日を設けること(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)。 <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けること。</p> <p>原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。 <p>また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。</p> <p>※活動時間…本方針での「活動時間」とは、練習、実演、実験等の時間とおり、(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない)練習等の効果が期待される活動の時間である。</p>	<p>的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいづれかを含む週1日以上の休養日を設けること(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。)。 <p>長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けるよう努めること。</p> <p>原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと(朝練習を行う場合の時間も含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。 <p>また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。</p> <p>※活動時間…本方針での「活動時間」とは、練習、実演、実験等の時間とおり、(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない)練習等の効果が期待される活動の時間である。</p>	<p>イ 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会) 平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えなど適切な対応をとるよう努めること。</p> <p>また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。</p>	<p>ウ 市町(学校組合)教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上</p>
--	---	---	--

設定し、明記する。また、下記に關し、適宜、支援及び指導・是正を行う。	記の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に關し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
工 校長は、2（1）イに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。	工 校長は、2（1）イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町（学校組合）共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。	オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町（学校組合）共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入	（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置及び部への加入
ア 校長は、本県の生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行いうことができる運動部の設置を検討する。	ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行いうことができる文化部の設置を検討する。
具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。	具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行いう活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。
イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、单一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれるこがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。	イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、单一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

<p>ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようする。</p>	<p>ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようする。</p>
<p>(2) 地域との連携等</p> <p>ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</p>	<p>(2) 地域との連携等</p> <p>ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力や体育館や公民館、図書館、博物館・美術館などの社会教育施設、劇場、音楽ホール等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。</p> <p>イ 各分野の関係団体等は、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進する。また、県、県教育委員会及び学校の設置者は、各分野の関係団体等に対し、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組への協力を求める。</p> <p>イ 公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。</p> <p>また、公益財団法人鳥取県体育協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。</p> <p>県及び県教育委員会としても、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等が学校に部活動がない競技を実施したい生徒等の活動の場となるよう関係団体と検討する。</p> <p>併せて、県、県教育委員会及び学校の設置者は、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国高等学校野球連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。</p> <p>ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。</p> <p>ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。</p>

<p>工 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。</p>	<p>ア 県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担となるないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。</p>	<p>イ 校長は、県中学校文化連盟、県高等学校文化連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。</p> <p>ウ 各学校の文化部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。</p>	<p>○ 各学校の文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟及び高等学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。</p> <p>それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。</p>	<p>○ 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。</p>	<p>○ このため、地方公共団体は、本方針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。</p>	<p>○ また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるためには、協力を積極的に行うことともに、競技力向上の観点から、将来有望なアスリートとして優れた素質を有する学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、学校外の</p>
--	--	---	---	--	--	---

る生徒を本格的に育成・強化できるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向け
て地方公共団体や公益財団法人鳥取県体育協会等とも連携しながら取り組む
必要がある。

様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価
値や自己の生き方にについて考えることができる貴重な経験となり、幅広い視
野に立つて自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、
生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会な
どの充実につながるものである。

○ 平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成
立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある
中で、文化部活動は子どもたちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ
基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動につい
ても意義は大きい。関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたち
が芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻
く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

別紙1 鳥取県立〇〇〇高等学校 運動部活動に係る方針（見本）	別紙1 ○〇〇高等学校 文化部活動に係る方針（見本）
別紙2 鳥取県立〇〇〇高等学校部活動計画表（見本）	別紙2 ○〇〇高等学校〇〇部年間活動計画（見本）
別紙3 鳥取県立〇〇〇高等学校部活動計画（見本）	別紙3 ○〇〇高等学校部活動計画（実績）表（見本）

平成30年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

平成31年2月14日
いじめ・不登校総合対策センター

いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、鳥取県のいじめの状況、SNSを活用した通報システム・相談体制、鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」について協議を行った。

1 日時 平成31年1月30日（水）午前10時から午前11時30分まで

2 場所 鳥取県庁 特別会議室

3 出席者 教育長、教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

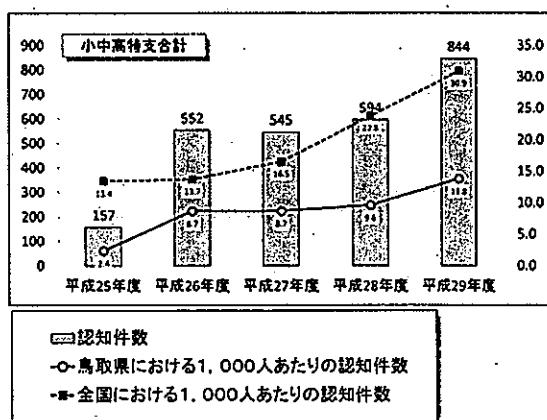
機関・団体名		担当部署等	出席者
県の機関 (学校以外)	総務部人権局	人権・同和対策課	山本 登
	地域振興部	教育・学術振興課	西田 和弘
	福祉保健部	福祉相談センター（児童相談所）	河崎 久仁子
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター	三橋 正文
	警察本部	少年課	景山 成実
市町村 (学校以外)	教育委員会	都市教育長会	浦林 実
		町村教育長会	藪田 邦彦
学校	県立学校	高等学校長協会 特別支援学校長会	山本 英樹 涌嶋 祥雄
	市町村立学校 国立学校	小学校長会	堀 良一
		中学校長会	長尾 修
	私立学校	私立中学高等学校長会	門脇 由己
鳥取地方法務局		人権擁護課	藤井 弘子
団体	鳥取県弁護士会		今田 慶太
	鳥取県医師会		長石 純一
	鳥取県臨床心理士会		小林 幹子
	鳥取県社会福祉士会		(欠席)
	PTA	PTA協議会 高等学校PTA連合会 特別支援学校PTA連合会	福壽 みどり 西川 昌孝 川口 めぐみ

4 主な内容

（1）鳥取県のいじめの状況について

◆説明

区分	認知件数		1,000人あたりの認知件数
	鳥取県 (国公私立)	鳥取県 (国公私立)	
平成25年度	157	2.4	13.4
平成26年度	552	8.7	13.7
平成27年度	545	8.7	16.5
平成28年度	594	9.6	23.8
平成29年度	844	13.8	30.9



- ・鳥取県のいじめの1,000人当たりの認知件数は全国平均より低い状況であるが、年々上がってきており、特に小学校低学年における認知は進んできた。
- ・認知が進んでいる県と鳥取県のいじめアンケートによる認知の違いを分析したところ、他県はチェック式のアンケートが多くたが、鳥取県は記述式アンケートで対応を行いその後認知を行っている学校が多い。
- ・いじめを早期に発見し適切に対応することで子どもの自己肯定感を下げないことが大切である。

◆主な意見

- ・アンケートには、いじめの有無を見るだけでなく集団への適応を見るという視点もある。
- ・いじめの解消の定義はあるが、3か月経ったから大丈夫ということはない。認知した後の丁寧な対応が必要である。

(2) SNSを活用した通報システム、相談体制について

◆報告

- ①「SNSによるいじめ通報システム活用事業」(いじめ・不登校総合対策センター実施)について
本年度3中学校で実施。通報が現在2件。中学生という年齢がシステムに合っているのかどうか。
- ②「とっとりSNS相談」(健康政策課実施)について
いじめに限定しない自死対策として双方向の相談を行った。高校生の相談、LINEでの相談が多かった。ニーズがあることが分かり、来年度も実施する。やり方について検討している。

◆主な意見

- ・②について、基本的には相談は1回で完結するものか。実際にどこかに繋がった例はあるか。
→1回で完結、他機関につなげた例はない。
- ・SNSの積極的な利用と併せて、学校の相談室や家庭で相談するような促しも必要である。
- ・①について、通報したのは誰なのか気になった。→いじめを見ていた生徒だった。

(3) 鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」(案)について…別添のとおり

◆提案

昨年度本連絡協議会から事例集・マニュアルの作成が必要ではないかの提案があった。子どもに直接関わる教職員がいじめ問題に的確に対応できるようになることを目的に、他県の重大事態から問われた学校の対応を整理し、対応マニュアルの作成を行った。

◆主な意見

- ・法の主旨や定義がまだなじんでいない状況もある。現場への良い指摘になると思う。
- ・事例が重要で、本当に起きているという事実に説得力がある。情報収集を行い、うまくいった事例もまとめてはどうか。
- ・いじめの問題は命にも関わる問題であり、どの教員も理解しておく必要がある。校長からの説明も必要だが、県として、全職員がいじめ問題の研修を受けるような取組も考えてほしい。
- ・マニュアルは細かく、具体例もあり使いやすいと思う。PTAとして保護者にも「こういう取組をやっている」ということを伝えたい。
- ・この度は学校がいじめに丁寧に対応するためのマニュアルだが、子どもたちが強くたくましく生きていく、心折れない強い子どもを育てる対応なども考えていく必要がある。
- ・報道で「いじめの事実はない」と言われるがどうしてそういう結論になるのかと疑問に思う。
- ・いじめを行った子、受けた子以外の子どもたちへの対応についても言及してほしい。
- ・何のためにマニュアルを作成するのか短い言葉で簡潔に盛り込んでほしい。
- ・いじめの事例で保護者が「全然気付かなかつた」というケースもあった。まずは発見することが大切で、発見へのプロセスや保護者が発見するための方法についても盛り込んではどうか。
- ・先生方にはロールプレイ的な研修が有効。事実をしっかりと押さえこと、しっかり子どもの話を聞くことが大切である。
- ・加害者がいじめを認めない場合、事実確認ができない場合などのケースの具体的な対応についても記す必要があるのではないか。
- ・「いじめ」という言葉は暴力的な言葉だと思う。対策を考える上で「いじめ」という言葉は外せないだろうか。

5 今後の対応

- SNSを活用した通報システムについては来年度も実施する。高校生の利用が多いという状況から、来年度の活用のあり方を検討したい。
- 対応マニュアル(案)については本日の意見等を反映させ、来年度の第1回いじめ問題対策連絡協議会で協議した後決定し、市町村教育委員会、県立学校等に通知し、周知を図る。

鳥取県いじめ対応マニュアル

いじめの重大事態から学ぶ

(案)

もくじ

- 【1】全国のいじめの重大事態から学ぶ
- 【2】いじめの発見から解決までの基本的な対応
- 【3】いじめを発見・相談があったときの対応のポイント
- 【4】いじめが起きた場合の対応
- 【5】ネット上のいじめへの対応
- 【6】重大事態の対応についての理解
- 【7】いじめの可能性がある自死又は自死が疑われる死亡事案発生時の対応
- 【8】いじめを原因とする不登校重大事態に係る調査の指針（概要）
- 【9】教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携
- 【10】日頃から学校が保護者に対して行うべきこと
- 【11】学校が行うべき早期発見の手立て
- 【12】配慮が必要な児童生徒への対応
- 【13】事例から学ぶいじめ対応

平成31年

鳥取県教育委員会
鳥取県いじめ問題対策連絡協議会

はじめに

[1]

【1】全国のいじめの重大事態から学ぶ

1 中学2年男子生徒 いじめ自死事例

※他県第三者調査委員会報告書を基に作成

いじめアンケートで「冷やかしや悪口、無視される」「物を投げられる」などと回答。学校は、男子生徒に対する一連の行為を「トラブル」と判断し、「トラブルはその都度指導して解消した」「お互いに悪口を言い合う状態で、双方を指導して解消していた。」と報告。

男子生徒が日頃からされていたこと

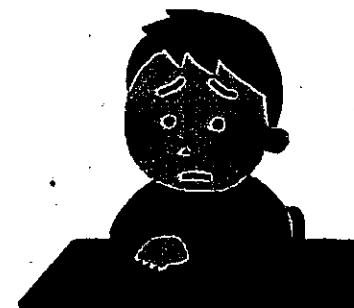
- 体育の時間に肩を押された
- 給食準備中、教科書を投げられた
- 走り幅跳びのまねをやれと言われた
- 机に頭を押さえられた
- ゲーム「太鼓の達人」のまねをさせられた
- 自習時間に消しゴムをぶつけられた
- 朝会時に列に入れないようにされた
- 掃除時にはうきをぶつけられた

1年時の担任との生活ノートのやりとり

生徒「なぐられたり、けられたり、首しめられたりします」
担任「それは大変、いつ?? 解決したの?」

生徒「解決していません」
担任「(空白。生徒の犯人に二重丸をつける)」

生徒「先生にはいじめの多い人の名前をお伝えましょう。もうげんかいです」
担任「上から目線ですかね」



2年時の担任との生活ノートのやりとり

生徒「ボクがいつ消えるかはわかりません。(略)もう死ぬ場所は決まっています」
担任「明日からの研修だのしみましょうね。」

その後、男子生徒は自死。事件後「くさい」「ばか」といった男子生徒に対するいじめが確認され、「いじめ事案が自死の一因であった」とされた。

どうすれば、このような事態を防ぐことができたのか?



自死までの学校の指導の経過（概要）

11月

- 6日（月） 友人2人とともに相談員に「11月に入り数回金銭を強要された」と相談。
- 7日（火） 相談員は、校長と学年主任に報告 → 市教委の教員研修のため対応できず
- 8日（水） 学年主任は、2年の各担任に報告し、事情を聞く。
被害生徒から「以前も金銭要求があった」
学年主任は「また要求されたら先生や親に申し出るように」と助言
- 9日（木） 金銭を強要していた加害生徒が欠席、事情聞けず
- 10日（金） 学年主任・担任が出張のため、加害生徒から事情が聞けず
加害生徒は、教室前の廊下で再び金銭要求
- 11日（土） 被害生徒は、母親に金銭要求のことを打ち明ける。
- 12日（日） 被害生徒は「学校の先生に相談しているから大丈夫」と答える。
隣の祖父母家で昼食（特に変わった様子なし）をしたのち
午後2時頃から行方がわからなくなる。
- 13日（月） 午後7時半、祖父母宅の納屋で自殺、遺書なし
学校は、この日に加害生徒から事情を聞き、指導する予定であった。
朝、学年主任らが加害生徒と面談、金銭要求の事実を認める。
夜の臨時PTA集会で「今後の対応に関する十分な学校の方針が出されず、
親は動揺」 → 県はスクールカウンセラー2人を中学校に派遣



第三者委員会からの指摘事項（概要）

事 項	当該事案における学校等の対応	※第三者調査委員会報告書を基に作成
学校いじめ 基本方針	・学校のいじめ基本方針について、教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画にそった取組ができていなかった。	
未然防止 早期発見	・生徒が発するSOSを教職員間で共有できなかった。 ・いじめ等に関わる教育委員会からの資料は、担当者に回覧されていたが、他の教職員に周知・徹底されていなかった。 ・いじめに関する研修が不十分だった。	
組織的対応	・学校いじめ対策組織はあったが、いじめ防止の取組を協議・確認する場としては機能していなかった。（情報共有、協議すべき内容が明確でなく、学年での対応が主であった） ・担任の経験や感覚に頼り、複数の教職員の目で生徒を捉え、生徒の理解を深めることができていなかった。 (元気に生活している面と、「死にたい」「だめだ」等の面のギャップの理解)	
いじめへの 対処	・学校は、生徒間のトラブルを、からかい、ちょっかいや喧嘩と捉え、いじめと認知できなかった。 ・重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・「いじめは絶対してはならない」などの規範意識を徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。	

2 中学1年男子生徒 いじめ自死事例から学ぶ

自死の数か月前から、見下す言葉でのからかいが行われていた。
仲間外れ等のいじめを受けているとの相談は、学校が受けている。
第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死について、関連性があると考えられる。」とされた。

第三者委員会からの指摘事項（概要）

事項	当該事案における学校等の対応 ※第三者調査委員会報告書を基に作成
学校いじめ 基本方針	・基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。
未然防止 早期発見	・アンケート調査は年6回実施。5月の調査において当該生徒のいじめが疑われる記載があったが、学校では特に確認を要するものとは捉えなかった。またその後のアンケート調査を当該生徒が2回連続提出していなかったが、学校は特段の対応をしなかった。
組織的対応	・保護者からの相談を受けた事例については、臨時職員会議を開催し、情報を共有し対応していたが、一部のいじめについては担任止まりになっていた。 ・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については学校全体での情報共有なし、管理職の点検・指導はなし。 ・本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった。
いじめへの 対処	・対応方針を双方の保護者と協議せず、一部の加害生徒の保護者には、いじめについての報告をしていなかった。 ・学年集会を開催して指導を行ったが、後日当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた。学校は保護者から相談を受けたが、特段の対応を行わなかった。

◆迅速で、的確ないじめ対応をしていくための基本◆

- 教職員が抱え込んでしまい、
いじめが深刻化している
- 教職員それぞれの判断でいじめ
の対応にあたっている
- 学校組織で動けていない
- 初期対応のまずさが
重大事態につながっている



- 学校いじめ防止基本方針に基づき
学校いじめ対策組織を機能させること
- ・漏れのないいじめの認知をする
- ・個々の教師の判断ではなく、
組織としての判断をしていく

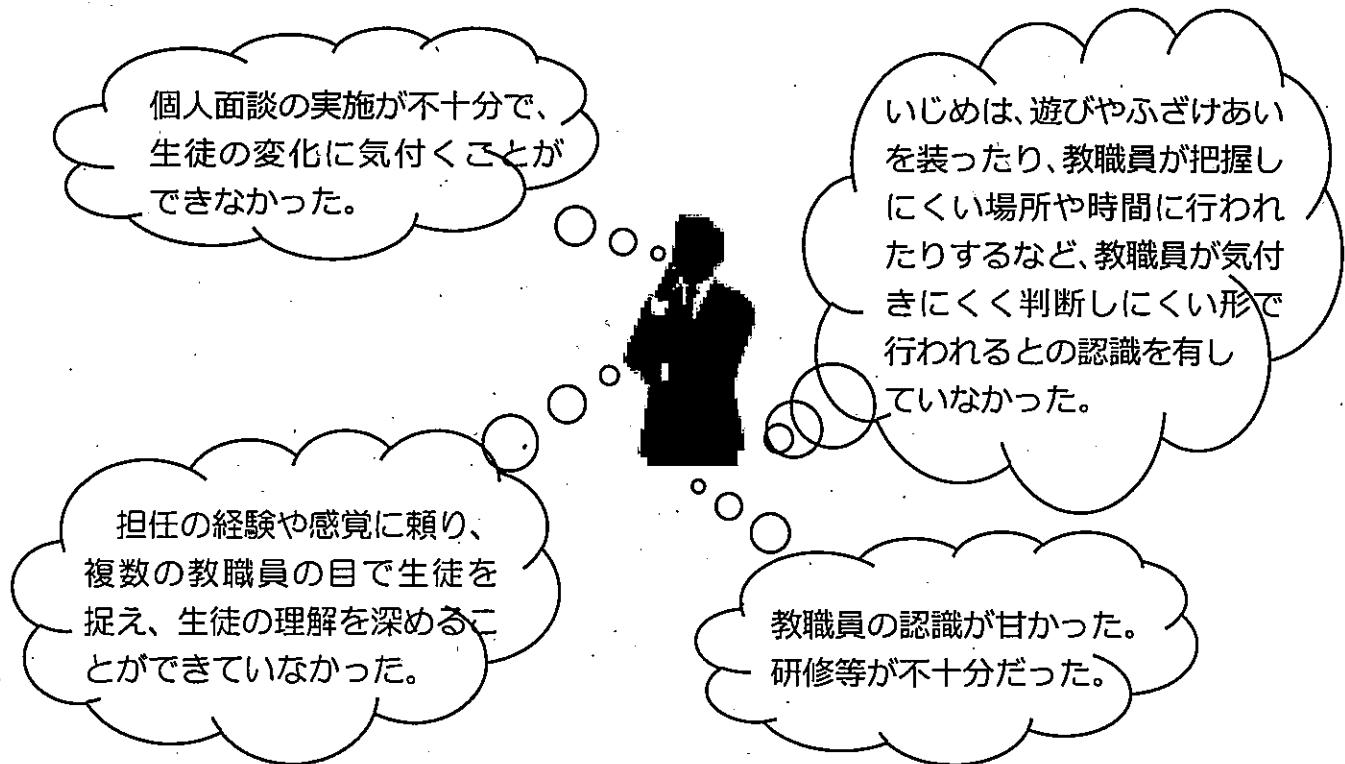
3 いじめ自死事例の第三者調査委員会で学校が問われた対応

いじめ自死事件につながった学校の対応の不十分さ、すなわち管理職の組織体制づくりの問題点として指摘されました。

(1) 学校内の情報の共有に係る指摘



(2) いじめの発見に係る指摘



(3) 児童生徒に対するアンケートの活用に係る指摘

「いじめがある」というアンケート結果が活用されなかった。

アンケートが次年度破棄されていた。



アンケート結果を踏まえた具体的な対応要領を定めていたにもかかわらず、そのとおりの対応がなされなかった。

アンケートをしているが、PCに入力するのみで終わっていた。

(4) 相談体制の整備に係る指摘

部活動顧問・担任だけでなく、養護教諭・SCなどと相談できる体制が整備されていなかった。

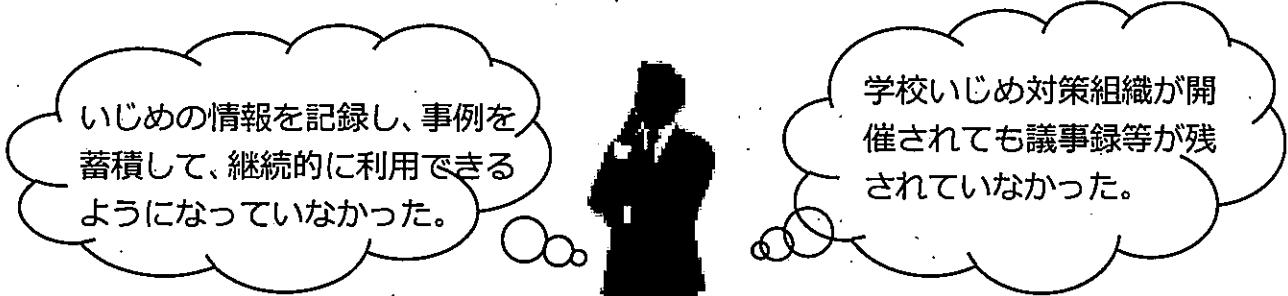
学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については学校全体での情報共有がなく、管理職の点検・指導がなかった。

学校いじめ対策組織はあったが、いじめ防止の取組を協議・確認する場としては機能していなかった。

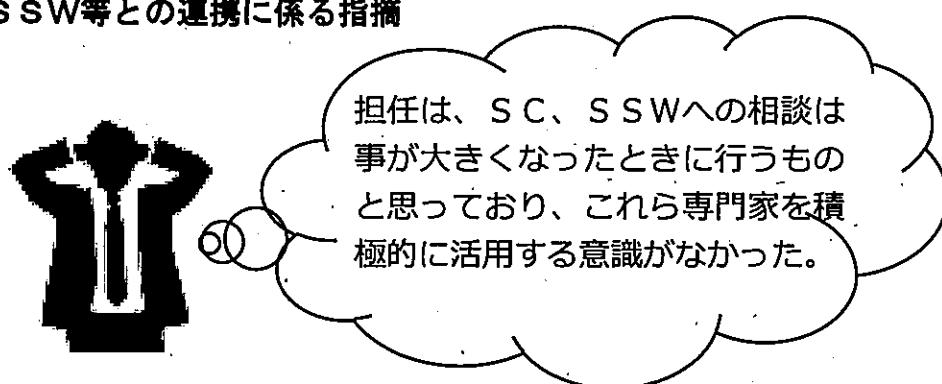


生徒が担任に不信感を抱いていたにもかかわらず、担任以外の教職員・SCに気軽に相談できる体制を整えていなかった。

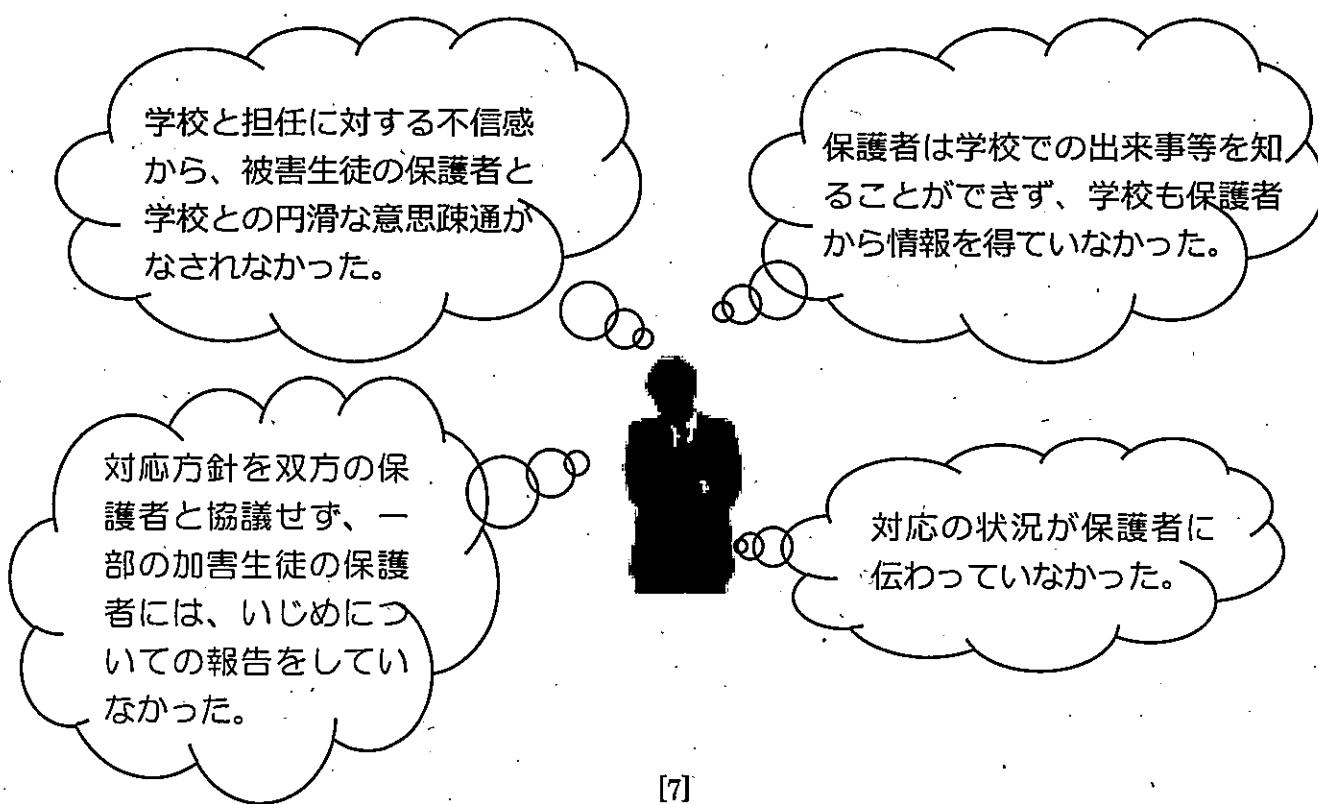
(5) 情報の記録、資料管理に係る指摘



(6) SC、SSW等との連携に係る指摘

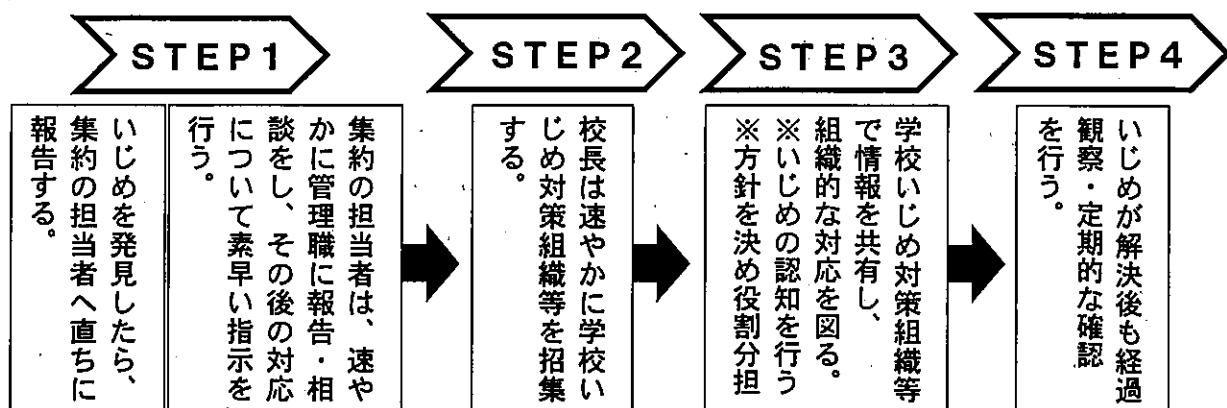


(6) 児童生徒の家庭との連携に係る指摘



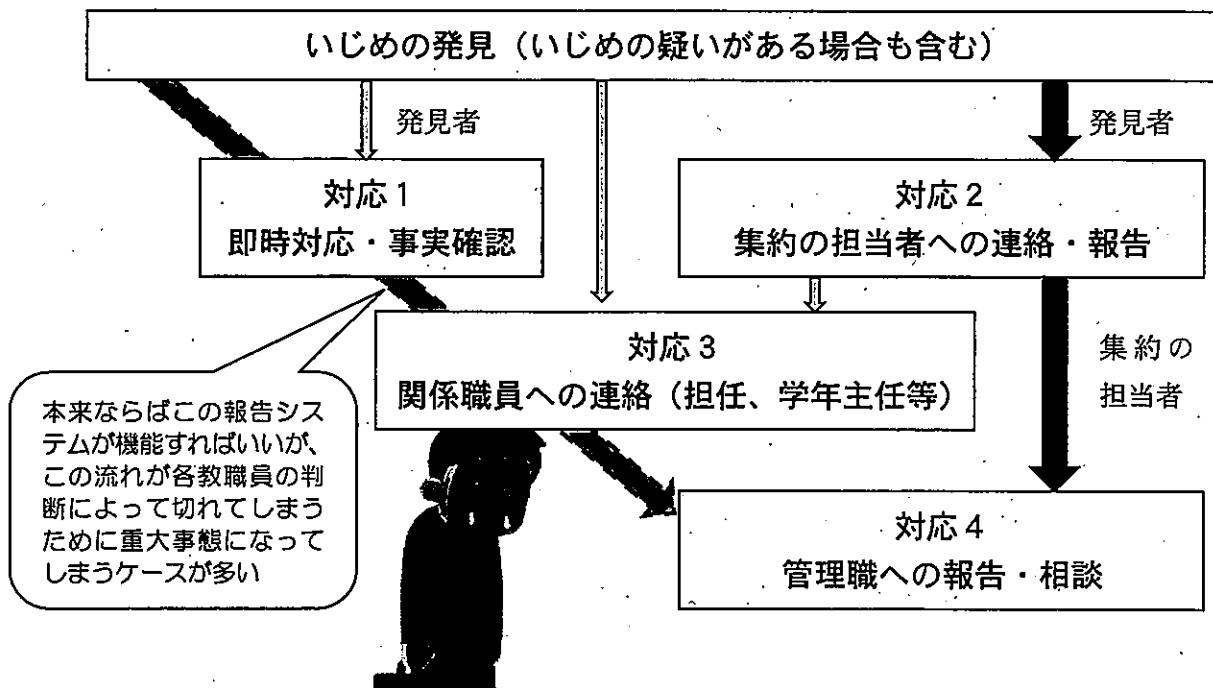
【2】いじめの発見から解決までの基本的な対応

1 いじめの発見からの組織的な対応の流れ



① STEP 1 いじめを発見又は相談を受けたら、直ちに集約の担当者に報告する。

いじめを発見した場合は、様々な対応が考えられるが、個人で判断せず、即時対応・事実確認を行いながら、速やかに集約の担当者へ報告する。集約の担当者は、報告を受けた段階で状況を把握し、管理職に確実に報告・相談する。



②STEP 2 校長が学校いじめ対策組織等を開催する。

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策組織等を開催する。メンバーについては、関係教職員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、いじめの実態に応じて必要な人選を行う等、状況に応じて柔軟な対応を図る。

③STEP 3 学校いじめ対策組織等で情報を共有し、組織的な対応を図る。

いじめの事実に基づいて、いじめとして認知するのか、どのように対応・解決していくのかは、学校いじめ対策組織で協議し、組織としての対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を行う。

CHECK!

いじめ発見からの学校いじめ対策組織の動き

●情報の収集・整理、

事実関係の把握

- いじめの態様、状況等の情報の速やかな収集・整理



●対応方針の決定

- 安全の確保、緊急性の確認
- 解消への具体的計画
- 対応における留意事項の確認
- 保護者への対応方針、配慮すべき事項の確認

●いじめの認知

●役割分担の確認

- 聞き取り調査と指導・支援担当の確認
- 保護者への指導方針説明の担当の確認

●深刻ないじめ問題及び

いじめの重大事態発生時の対応

④STEP 4 いじめが解決後も経過観察・定期的な確認を行う。

いじめがなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒を観察していく必要がある。

ア 経過観察

□ いじめが解決した後、いじめを受けている児童生徒、いじめを行った児童生徒の人間関係を継続（少なくとも3か月程度）して観察を続ける。

イ 定期的な確認

□ スクールカウンセラーを活用したいじめを受けた児童生徒への配慮・支援
□ 学校いじめ対策委員会等を活用したいじめを受けた児童生徒の情報提供等

2. いじめの初期対応におけるチェックシート

CHECK!

●正確な実態把握

- 被害児童生徒からの聞き取り及び記録
- 加害児童生徒からの聞き取り及び記録
- 周りの児童生徒からの聞き取り及び記録
- 関係教職員間での情報共有及び正確な実態把握

●指導体制及び指導方針の決定

- 学校いじめ対策組織等の招集及び対応方針の決定
- 全ての教職員との情報共有
- 市町村（県）教育委員会との連携（報告・支援）

●被害児童生徒への支援

- 抱えている心配や不安な気持ちに応じた対応・支援
- 学校生活での安全確保

●加害児童生徒への指導・支援

- 動機の把握（理解）と行為を振り返る指導
- 相手の苦しみや痛みの理解及び人権意識を高める指導

●保護者との連携

- 被害児童生徒の保護者への報告、指導の経過と今後の対応説明
- 加害児童生徒の保護者への報告、指導の経過と今後の対応説明

●専門家・関係機関との連携

- SCやSSW等の専門家の必要性を検討及びケース会議等を通した支援

3 いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図

1 いじめの発見

いじめが疑われる情報のキャッチ

具体例>

- ・いじめが疑われる言動の発見
- ・児童生徒からの訴え
- ・生活シート等からの気付き
- ・保護者からの訴え
- ・アンケート調査の回答からの発見
- ・他の教職員からの情報
- ・相談機関からの情報
- ・理由がはつきりしない欠席等

個人で判断せず、

報 告

即時対応・事実確認

関係職員への連絡

2 情報集約・収集

情報を集約する担当者への報告

情報の集約・整理

- | | |
|------------|-----------------|
| ①いつ（休日を含む） | ②どこで（学校内外を問わない） |
| ③誰が（被害者） | ④誰に（加害者） |
| ⑤態様（行為） | ⑥心情（被害者） |
| ⑦現在の状況 | |

集約の担当者

3 いじめの認知と指導方針の決定

管理職への報告・相談

正確な実態把握と速やかな協議

組織によるいじめの認知 指導体制及び指導方針の決定

管理職
校長
招集

協議

集約の担当者等

学校いじめ対策組織等

学年主任
生徒指導担当
人権教育主任
養護教諭 等

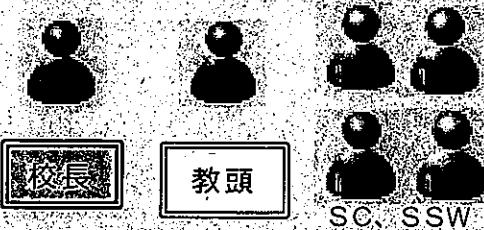
学級担任
部活動顧問

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

4 組織によるいじめの対応

学校いじめ対策組織等による対応



報告
相談
支援

市町村教育委員会

県教育委員会

- ・各教育局
- ・いじめ・不登校総合対策センター
- ・小中学校課
- ・高等学校課
- ・特別支援教育課

子どもの悩みサポートチーム

支援
指導
連携

学校だけで解決
が困難な事例



連絡相談
暴力・威嚇等の
犯罪行為等があつ
た場合(重大事態)

支援

警察

福祉

医療

関係機関との連携

<保護者対応>

指導方針及び支援・指導の経過に
ついて、保護者の理解を得ながら
連携すること

5 継続指導・経過観察（いじめの解消 ※3か月を目安）

いじめの解消に向けた取組

<いじめ解消の目安>

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により慎重に判断）

□解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

□SCを活用し、いじめた、いじめられた児童生徒への教育相談を実施する。

6 再発防止・未然防止活動

□いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てていじめのない学校づくりを強化する。

安全・安心な学校づくりへの取組

【3】いじめ発見・相談があったときの対応のポイント

教職員の抱え込みは、法律違反

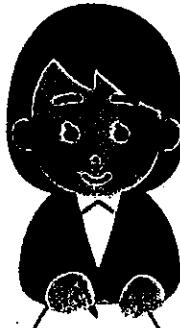
いじめ防止対策推進法23条第1項に「教職員及び保護者等は、児童生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われたときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。」とあるように、それを怠ったときは法律違反になることに留意した対応を行うことが大切です。

1 いじめを発見・相談を受けた場合の注意点

□その時に、その場で、感情的にならず、毅然とした態度で制止する。

□状況把握を的確に行い、適切な指導・対応を行う。

□直ちに集約の担当者に報告・連絡し、組織的に対応を行う。



□関係の教職員への報告・連絡を行う。

□関係した子どもを集め、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。

□不安を受け止め、安心感を与えるながら、一緒に考えようとする姿勢で対応する。

<注意> 初動対応の不十分さからトラブルになるケース多く、保護者との連携による誠意が伝わる対応に心がける。(いじめた側を擁護するような対応、また学校の動きが保護者に伝わらないことでトラブルを招くような対応)

2 相談を受けた場合の対応のチェックポイント

CHECK!

□相談室など、人目につかず静かに話せる場所で行う。決して、廊下や職員室など多くの人が出入りするような場所で行わない。

□時間をかけてじっくり事情を聞く。

□相談にくるまでの苦悩を十分に理解し、相談したことに対するねぎらいの言葉をかける。普段の生活態度等により、自分本位の判断のもと、話を聞くことがないようにする。

□子どもの辛さや苦しみに共感するようにする。

□事実関係を把握しようとするあまり質問攻めにならないよう気をつける。

□教職員が子どもを必ず守るという強い意志を示すようにする。

□いじめを解決する方法を一緒に考える。

□複数の教職員で対応する。(保護者からの相談の場合)

【4】いじめが起きた場合の対応のポイント

1 聞き取り調査の実施についての注意点

CHECK!

いじめられた子と、いじめた子の言い分が異なる場合があるため、その日のうちに複数の教職員で連携し、関係した子どもに聞き取りを行います。

(1) 聞き取りの際に注意すべきチェックポイント

- 個々のプライバシーに配慮しながら、状況の把握に努める。
- 人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 話しやすい人や場所などに配慮する。
- 具体的な事例の内容を確認する。
- 情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聴取を進める。
- 原則は、同時に、複数の教職員で聞き取りを行う。
- 秘密を厳守し、仕返しなどが起らないように細心の注意を払う。
- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子ども等からも詳しい情報を得て、正確に把握し、状況を記録する。
- 子どもの個人情報は、その取扱いに十分注意する。

具体的な事例の内容

- ◇誰が誰をいじめているのか？
- ◇いつ、どこで起こったのか？
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？
- ◇いじめのきっかけは何か？
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？



CHECK!

(2) 聞き取り調査の段階でしてはならないチェックポイント

- いじめを受けている、行っている児童生徒から同じ場所で事情を聞くこと
- 注意、叱責、説教だけで終わること
- 妥協な仲直りや当事者同士の話し合いによる解決を促す指導を行うこと

2 いじめを受けている側に対しての対応のポイント

CHECK!

(1) いじめを受けている子どもへの対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。 <input type="checkbox"/> 子どもの立場を理解し、信頼関係をつくる。 <input type="checkbox"/> 「最後まで守ってくれる」という安心感を与える。 <input type="checkbox"/> 表面的な姿・言動から判断しない。
事実の確認	<input type="checkbox"/> 担任を中心に、児童生徒にとって話しやすい教職員が対応する。 <input type="checkbox"/> 悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。
支援のポイント	<input type="checkbox"/> いじめられた側の立場にたった指導を行う。 <input type="checkbox"/> 学校全体で組織的に解決していくことを伝える。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の仕方について伝え、了解を得る。 <input type="checkbox"/> 教職員の想像を超えた自己肯定感の低下、精神的なダメージを受けていることを理解する。 <input type="checkbox"/> 「あなたにも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 <input type="checkbox"/> いじめを行っている児童生徒との付き合い方など、行動の仕方と一緒に考える。「仕返し」などの不安感を残さない指導を行う。 <input type="checkbox"/> 不安な点を聞き、今後の具体的な過ごし方と一緒に考える。 <input type="checkbox"/> いつでも相談してほしいこと、相談の仕方について伝えておく。 <input type="checkbox"/> 子どもの背景等が見えにくい場合は、SCやSSWなどの専門家との連携のもと、ケース会議においてアセスメントを行う。
経過観察	<input type="checkbox"/> 連絡帳や生活ノートの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 <input type="checkbox"/> 自己肯定感を回復できるよう、自信を持たせる言葉かけを行うとともに、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

子どもが言えない、言わない心の内を理解する



(2) いじめを受けている子どもの保護者への対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 学校として解決に向かって取り組むことを伝える。 <input type="checkbox"/> 指導の経過や状況等、継続して家庭と連携を取る。
情報共有	<input type="checkbox"/> 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、謝罪及び学校で把握した事実関係を正確に伝える。 <input type="checkbox"/> 対応経過をこまめに伝える。
支援の ポイント	<input type="checkbox"/> 学校の指導方針を具体的に伝え、今後の対応について一緒に協議する。 <input type="checkbox"/> いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は学校が行うことを理解してもらう。
経過観察	<input type="checkbox"/> 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談してほしい旨を伝える。

保護者の気持ちに寄り添ったていねいな対応



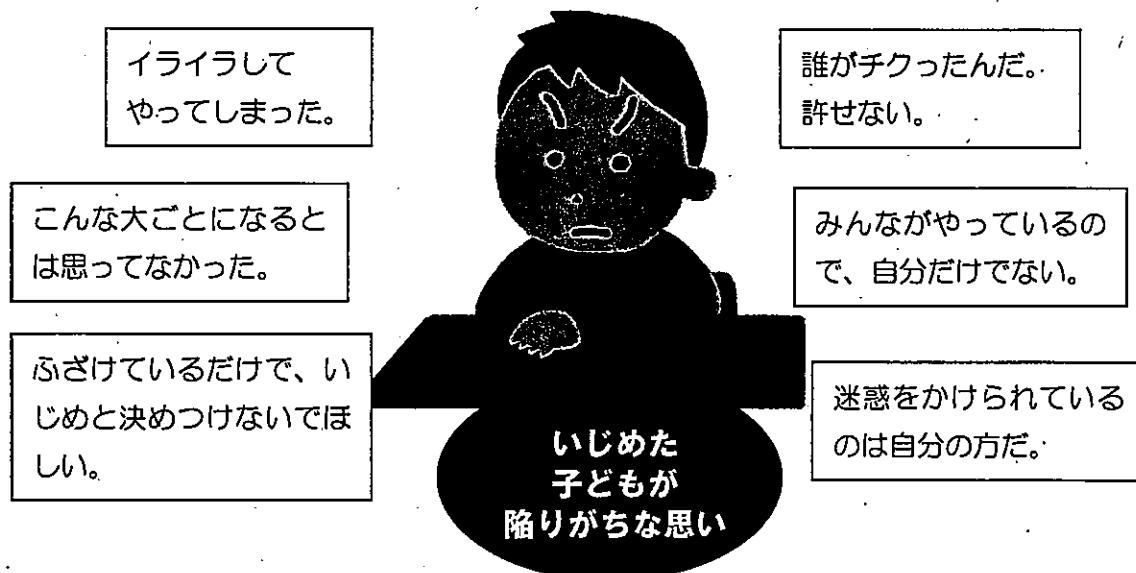
3 いじめを行った側に対しての対応のポイント

CHECK!

(1) いじめを行った子どもへの対応のポイント

基本的な姿勢	<input type="checkbox"/> 行為に対しては毅然とした態度で指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることを理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめの事実を認め、反省させる。 <input type="checkbox"/> いじめを行ってしまった要因・背景を分析し、いじめた子の内面を見つめた支援を継続的に行う。
支援のポイント	<input type="checkbox"/> どの行為・言動が、いじめに該当したかを明確にし、理解させる。 <input type="checkbox"/> いじめ行為は決して許されないことを理解させ、責任転嫁等をさせない。 <input type="checkbox"/> いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。 <input type="checkbox"/> 本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 <input type="checkbox"/> 謝罪の気持ちが持てるような指導を行い、謝罪を促す。 <input type="checkbox"/> いじめの状況が改善されない場合は、いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求める場合もあるなど、厳しい対応策をとる必要があることも知らせる。(状況に応じて)
経過観察	<input type="checkbox"/> 子どもの様子を注意深く観察し、学校いじめ対策委員会に報告する。 <input type="checkbox"/> いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折にふれて必要な指導・相談活動を継続的に行う。

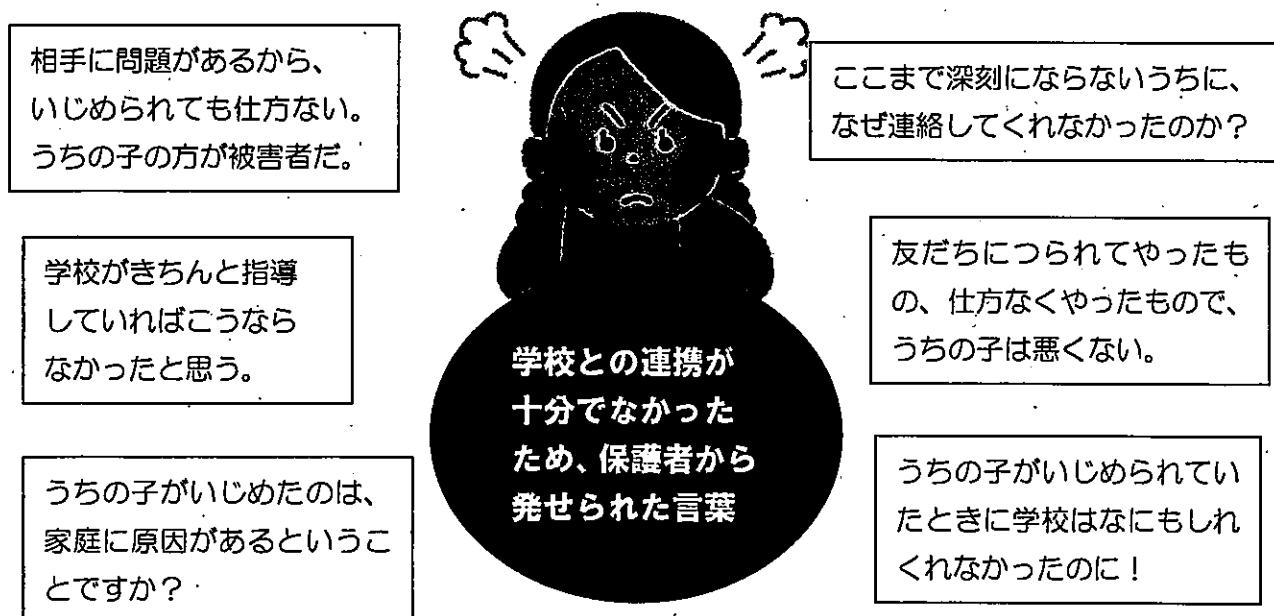
人をいじめてしまうのは、その子が何か課題や問題を抱えているからだと考える



(2) いじめを行った子どもの保護者への対応のポイント

基本的な姿勢 初期対応	<ul style="list-style-type: none"> □いじめの定義をもとに、学校がいじめとして認知したことについて理解を得る。 □「いじめていた」という大まかな行為を伝えるのではなく、どの行為をいじめとして判断したか具体的に説明し、理解を得る。 □「いじめは決して許されない行為である」という姿勢のもと、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。 □保護者対応は、複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に行う。
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> □事実聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実やその経過を、子どもの前で一緒に確認をする。 □事情聴取のため、帰宅が遅れる場合は、家庭に連絡して許可を得る。 □指導の経過と子どもの様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
支援の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを受けた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、いじめの深刻さを親として認識してもらう。 □いじめたことばかりを責めるのではなく、子どもをよりよく成長させたいという思いを伝える。 □いじめの状況を理解する中で、謝罪について理解を得る。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> □子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図る。

いじめを行った子どもの保護者の思いへの理解



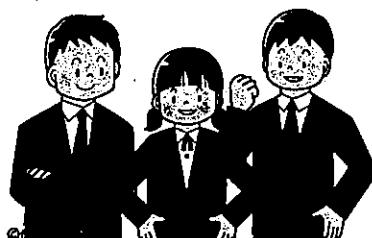
4 観衆、傍観者に対しての対応のポイント

CHECK!

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> □周りにいる人の姿勢や関わりが重要であることを意識させ、今後の関わり方を考えさせる。 □いじめは、学級や学年等集団全体の問題として考えていくものであることを理解させる。 □教職員が児童生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実確認の基本	<ul style="list-style-type: none"> □日頃から継続的にみている利害関係の少ない児童生徒から、客観的な情報を得る。 □信頼関係が重要であり、なるべく関係のいい教職員が聞き取りを行う方が望ましい。 □いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救う行為であることを理解させる。 □「チクリ」という言葉は、いじめた側の都合のいい言葉であり、人権と命を守ることを妨げる言葉であることを理解させる。 □いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すことを言葉と態度で示す。
支援のポイント	<ul style="list-style-type: none"> □いじめを受けていた児童生徒が、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする態度をどのように感じていたか考えさせる。 □今後の行動について、何をしていくか考えさせる。 □いじめの発生の誘因となった集団の規範意識や言葉遣いなどについて振り返らせる。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向へ向けていく。 □いじめはどんなことがあってもいけないことだと思える人権意識を高める日々の働きかけを継続的に行う。

正義のとおる風土づくりが重要

日頃からのいじめは、どんなことがあってもいけないことだという意識が大切！



【5】ネット上のいじめへの対応

SNS等ネット上のいじめ、トラブルについては、不特定多数の人がその情報を見聞きすることができるため、被害が拡大し、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、書き込みや画像の削除への対応等は、迅速な警察等の専門機関との連携が必要になります。

具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。

また、日頃からの情報モラル教育など、未然防止の取組が何より重要となります。

1 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

◆書き込みや画像の削除に向けて

<児童生徒への基礎知識>

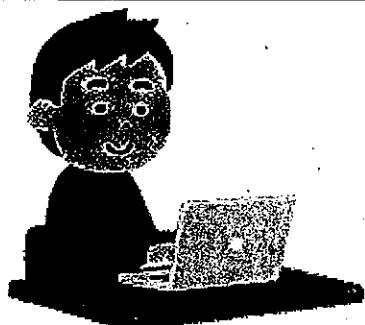
- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

対応に困ったなら相談

◆鳥取県警察本部

サイバー犯罪対策係

0857-23-0110（警察本部代表電話）



書き込み等の削除の手順(参考)

ネット上のいじめの発見
児童生徒・保護者からの相談

1

↓

2

↓

3

↓

4

↓

削除確認
児童生徒・保護者等への説明

- 書き込みの確認
 - ・掲示板のアドレスを記録
 - ・書き込みをプリントアウト
 - ・スクリーンショット等で画面の保存
 - ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

- ②により削除されない場合
 - 管理人の連絡先が不明な場合

- 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- 2、3の方法でも削除されない場合

- 削除依頼メールの再確認
 - ・警察へ相談
 - ・法務局に相談

ネット上の書き込み等の削除に関する法律を理解する

ネットいじめを含むインターネット上の不適切な書き込みのうち、権利侵害に該当するものについて、被害者は、プロバイダに対し、権利侵害情報の削除を依頼することができるほか、損害賠償請求を行うために必要がある場合には、権利侵害情報の発信者（掲示板等に書き込んだ者）の情報の開示を請求することが可能となっている。

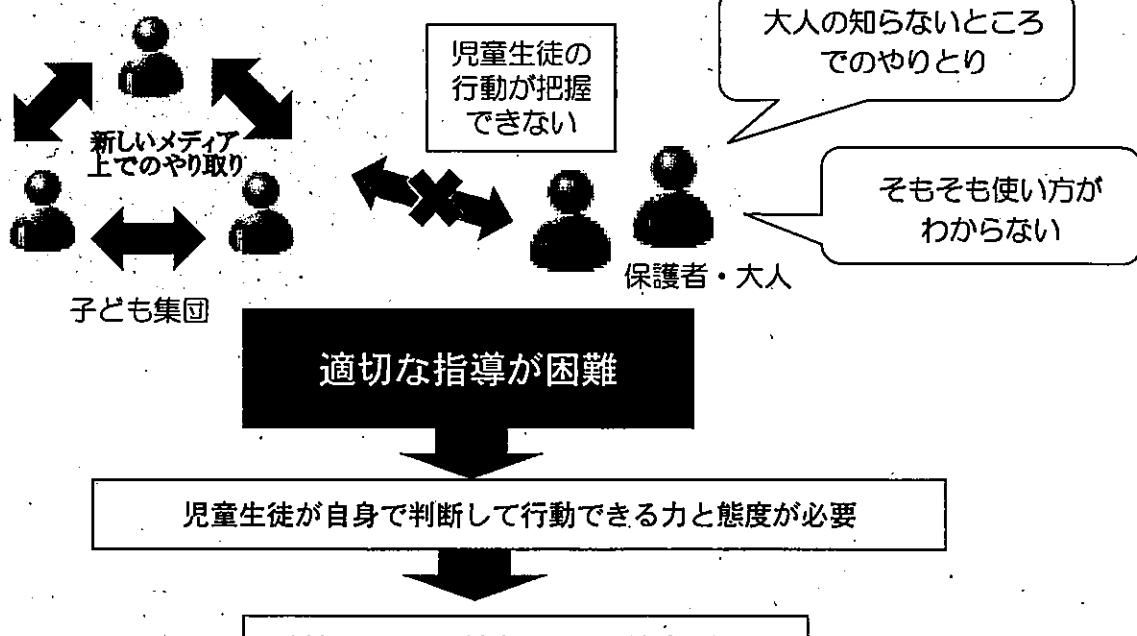
（注）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号）に基づく措置である。



ネットいじめの被害児童生徒又はその保護者は、ネットいじめに係る情報の削除等について、必要に応じ、法務局等の協力を求めることができるとされている。（法第19条第3項）。法務局等では、インターネット上の書き込みによる人権侵害について、相談者にプロバイダ等への削除依頼等の具体的な方法を助言し、またプロバイダ等に当該情報の削除を要請している。

2 情報モラル教育の必要性

大人が知らない子どもたちだけの見えにくい世界



3 情報モラルに関する指導の際、子どもたちに理解させるポイント

ネットの特殊性による危険や子どもたちが陥りやすい心理を踏まえた指導が必要です。

<子どもたちの心理>

- 匿名で書き込みができるから・・・
- 自分がやったかわからないから・・・
- 誰にも気づかれないとから・・・
- みんながやっているから・・・
- 動画共有サイトで注目されたいから・・・

<ネットの特殊性>

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名で書き込みをしたとしても、人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、別の犯罪につながる可能性があること
- 時には自死を招く場合もあること
- 一度流出した情報やデータは、簡単には削除できないこと

CHECK!

4 未然防止・早期発見のために保護者に伝えたいこと

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うものであることを強調する。

<未然防止の観点から>

□子どものスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であること
＊フィルタリングだけでなく、子どもたちを危険から守るためにルールづくりを家庭で行うこと

□スマートフォン等を持たせる必要性について検討すること

□子どもにとっては、メリット以上にその後のデメリットの方が大きいことを認識すること

CHECK!



□インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らない間に利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こりうるという認識を持つこと

□「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えるという認識を持つこと

<早期発見の観点から>

□メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば、躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談すること

【6】重大事態の対応についての理解

1 いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条より（鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針）、次に掲げる場合には、重大事態として対処することとなっている。

- 「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
(身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発病、自殺を企図等)
- 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
(年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手)
- 「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申立てがある」
(調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない)

2 重大事態の判断・取扱いについて

○対応の開始

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始すること。

○重大事態の判断

- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・児童生徒や保護者からの申立てでない場合は、学校の設置者及び学校が判断する。
(いじめ防止対策推進法第28条第1項関連)

○重大事態の調査の開始

「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。

3 重大事態における調査の主体

○学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断します。調査の主体は、学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行います。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると設置者が判断する場合

4 重大事態の調査組織について

【調査組織について】

ア 学校が主体の場合・・・学校いじめ対策組織が基本となりますが、次のような場合もあります。

- ・学校いじめ対策組織に第三者を加える方法
- ・学校が第三者委員会を立ち上げる方法

イ 設置者が主体の場合・・・附属機関（条例設置が必要）として、次のような組織となります。

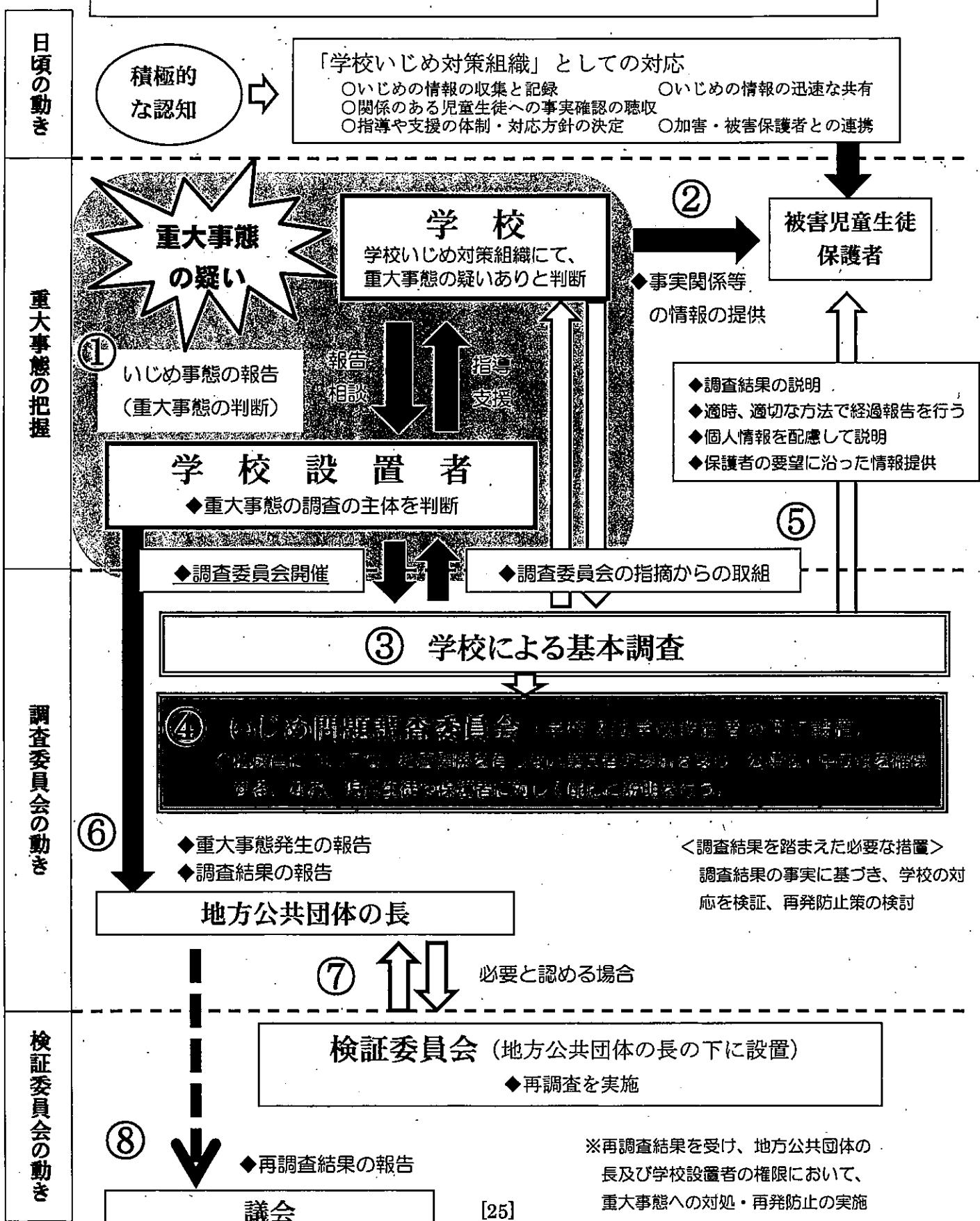
- ・法第14条3項に基づく組織（いじめのみ対応）
- ・個々の事案について調査できる組織（いじめ以外にも対応可能）

※いずれにしても、公平性・中立性を確保することが大切であり、調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について、被害者やその保護者等に進歩状況も含め、適切な情報提供をすることが重要です。

5 重大事態の公表について

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)では、重大事態の調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校が、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとしている。

【重大事態対応フロー図（公立学校の場合）】



【7】いじめの可能性がある自死又は 自死が疑われる死亡事案発生時の対応

事案発生

1 教育委員会の確認・報告

- ①学校は教育委員会へ報告
- ②教育委員会は学校へ指導・支援、
地方公共団体の長への発生報告

「基本調査（情報収集と整理）」の実施（必須）

- <調査主体> 教育委員会の指導・支援のもと、学校を想定
- <遺族との関わり・関係機関との協力等>
遺族の心情に配慮し、関係性を構築 関係機関との情報共有
- <指導記録等の確認>
日常の指導記録の蓄積 連絡帳・生活ノート・メモ・プリント類の集約・確認・保管
いじめアンケートの再確認 QU検査等の再確認
- <全教職員及び関係児童生徒からの聴き取り> 原則3日以内に

※学校及び教育委員会は、基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する。
最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を自安に行う。

- ①学校は教育委員会へ基本調査の報告
- ②今後の調査について遺族の意向の確認
- ③ストレスを感じている教職員や児童生徒へカウンセリング等の心のケア

2 調査組織の構成

※「附属機関」に相当し、原則教育委員会が調査主体

◆外部専門家が参画した調査組織（第三者調査委員会）◆

- ・調査組織の構成については、職能団体（弁護士会・臨床心理士会・医師会）や学会（学識経験者）等からの推薦により公正・中立を確保するように努める。

※教育委員会または当該校は、遺族に対して調査組織による調査実施やその委員についても情報提供を行い、説明する。

3 調査組織による「詳細調査」の実施

※教育委員会及び当該校は全面的な調査協力

※教育委員会または当該校は、調査にあたって遺族への丁寧な対応をする。
(調査目的・主体・方法・期間等の説明、進捗状況、報告書への意見添付の可否等)

4 調査報告

※調査期間は概ね半年から1年間を想定

- ①調査組織 → ②教育委員会 → ③遺族への情報提供・説明(希望により意見書添付)
→④地方公共団体の長への調査報告 → ⑤公表(遺族の思いを配慮する)

※公表は特段の支障がない限り行う

※教育委員会は自死予防・再発防止に向けた取組等の検討

※当該校は調査資料等を保存、実態調査票の提出(県教委経由で文部科学省に送付)

地方公共団体の長の判断により「再調査」の実施

※調査主体は市(町)町又は知事部局

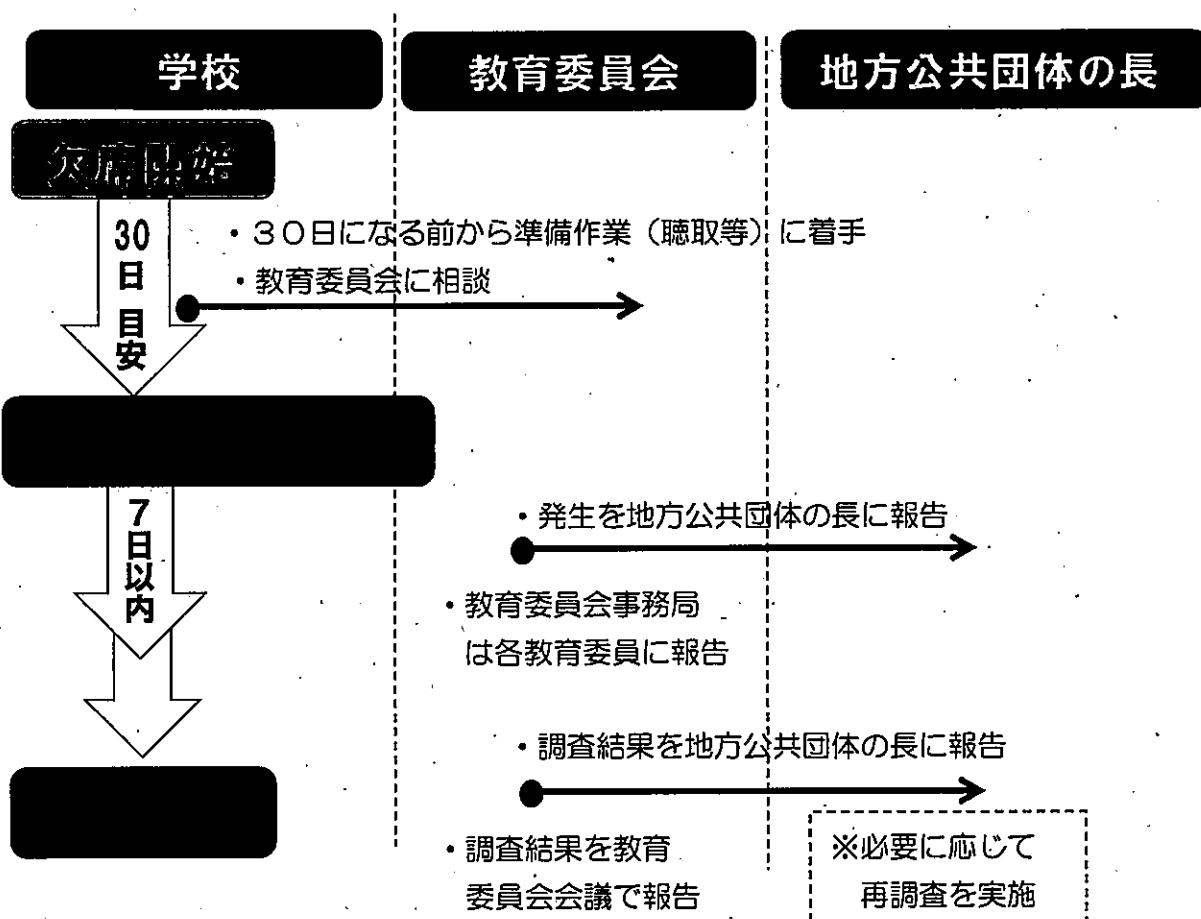
【8】いじめを原因とする 不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、当該児童生徒の学校復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことが目的である。

そのため、具体的には重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- いつ頃から ○誰から行われ ○どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするための調査を行うことになります。



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が目的
 - 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
 - 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
 - アセスメントシートを活用して支援
 - 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導
- （不登校重大事態に係る調査の指針より）

【9】教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事例に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためにには、管理職や生徒指導担当・教育相談コーディネーターが中心となって関係機関等とつながり、日頃から情報交換をしておくなど、「顔の見える連携」を大切します。

(1) 教育委員会との連携について

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。

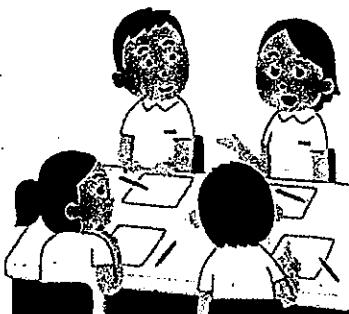
解決が困難な事例については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決をめざすことが必要です。

(2) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪として認められる事案に関しては、早期にスクールソーターーや所轄の警察署、少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要です。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要があります。

(3) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、家庭の要因等が考えられる場合には、福祉的な視点からスクールソーシャルワーカーと協力し、児童相談所や福祉事務所、民生児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。



(4) 出席停止措置(小・中学校)について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要があります。(学校教育法第35条)

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から行われるものです。

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育を妨げがあると認める児童があるとき、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定したもののはか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(5) 就学校の指定の変更や区域外就学(小・中学校)について

市町村教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。

保護者から、市町村の他の学校や他の市町村の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町村教育委員会と十分に協議し、対応する必要があります。

(6) 関係機関の概要と役割について

少年サポートセンター

県内に2箇所設置されている警察組織です。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援等の活動を行っています。

児童相談所

0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長のため、子どもと家庭の様々な問題についての相談援助活動を行っています。
(中央児童相談所、倉吉児童相談所、米子児童相談所)

民生児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

法務局

不当な差別、いじめ問題、インターネットでの誹謗中傷など、人権に関する相談(人権相談)を受けています。またプロバイダ等に対して、ネット上の書き込みの削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法、また削除依頼など、事案に応じた適切な助言を行っています。

警察・サイバーネット

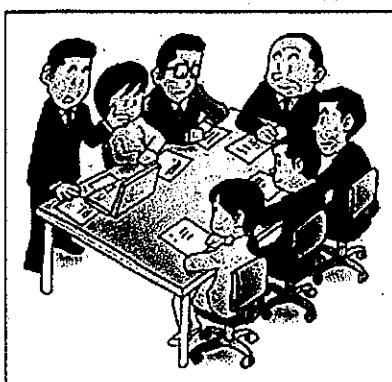
犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において、警察への相談・通報を行い、連携した対応を行います。
学校においてネット上の書き込みの削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、警察本部と連絡を取り、削除依頼の方法などについて指導・助言を行います。

市町村教育委員会

小中学校における全般的な援助、支援及び指導を行います。学校設置者として、学校の服務監督責任を有しています。

市町村福祉部局

家庭相談、虐待対応、緊急度に応じて、児童相談所と連携、子育て支援、また支援のためネットワーク構築(要保護児童対策地域協議会設置)など役割分担による支援を行います。



【10】日頃から学校が保護者に対して行うべきこと

いじめ問題への対応・支援は、保護者の理解・協力が欠かせません。日頃から、学校のいじめの対応方針を理解してもらい、意見を聞きながら、子どもと一緒に見守り、指導・支援していくことが大事です。

◆学校いじめ基本方針の周知と連携体制づくり◆

- 学校のホームページへの掲載
(保護者や地域住民が学校のいじめ方針を確認できること)
- PTA総会等におけるいじめ対応方針の説明



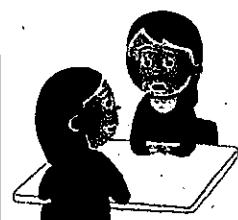
◆PTAの各種会議や保護者研修会での取組◆

- 保護者の理解・意識啓発への取組
- 学年懇談会等での情報提供及び意見交換

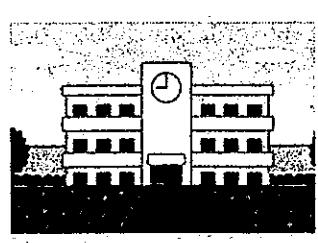


◆いじめの取組についての協力の呼びかけ◆

- 学校・学年だより等による広報活動
- いじめの認知が0であった学校における「いじめ〇の公表」



いじめの認知件数が零（ゼロ）であった場合は、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、信頼関係の構築につながります。



本年度の本校のいじめは〇でした。

うちの子のいじめは？

私が受けたあのいじめは？



保護者



児童・生徒

【11】学校が行うべき早期発見の手立て

早期発見の基本は、

- 児童生徒のささいな変化に気付くこと
- 気付いた情報を確実に共有すること
- 速やかに対応すること

(1)いじめアンケートの計画的な実施

CHECK!

- 「記名アンケート」の実施（いじめ発見を目的としたもの）
- 「無記名アンケート」の実施（いじめ発見及び児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかむことを目的としたもの）

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制が大事です。

また、いじめの重大事態が発生した場合、それまでの学校の指導等に関わる様々な資料は、調査対象となります。その中には、QU検査や、いじめアンケートなどがあります。

学校におけるいじめアンケートの保存期間については、次のように示されています。

保存期間

CHECK!

- 全員分の回答用紙・・・卒業時まで保存
- 回答を取りまとめた文書・・5年保存

(2)定期的な個別相談の実施

被害者が自ら相談するというのは、なかなか難しいことです。定期的に個別相談を行うなど、日頃から情報収集を行い、周囲にいる友だちからの情報も得やすい方法を考えましょう。

(3)ささいな変化への気付き

日頃から行っている取組だからこそ、子どもの変化が見えやすいものです。様々な場面での気付きを大切にしましょう。

- 出席確認での気付き
- 個人ノートや生活ノートからの気付き
- 保健室からの気付き

(4) スクリーニング会議等の活用

スクリーニングとは、気になる（支援等が必要な）児童生徒を早期から組織として洗い出すことであり、スクリーニングを行うための少人数での会議のことをスクリーニング会議と呼びます。

学校内における児童生徒の姿や行動等には、児童生徒を理解する手掛かりが豊富です。その姿や行動等をもとに、児童生徒理解を深め、いじめの早期発見及び早期支援を組織として進めていきます。

(5) 心理検査等の諸検査の活用

学級集団の理解や児童生徒個々の理解を深めるために、教職員が気付かない子どもたちの思いをQI検査、アセス等の諸検査を活用し、子どもの変化に気付いていきます。

(6) いじめ相談窓口の周知

本来、いじめを受けたり、いじめを見たり聞いたりした場合は、学校の教職員や保護者など、まわりの大人に相談することが望ましいのですが、いじめは大人に相談しにくいことから、学校外の機関にいじめの相談を行うことも大切です。なるべく多く相談できる相談窓口を日頃から目につくところに示し、何かあったときに相談できる環境をつくりましょう。

- 24時間子供SOSダイヤル TEL 0120-0-78310
- いじめ110番 TEL 0857-28-8718
- いじめ相談専用メール ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp
- こどもいじめ相談窓口（県人権局）
TEL 0857-29-2115
ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp（毎日24時間）
- 子どもの人権110番（法務省・鳥取地方法務局）
TEL 0120-007-110 0857-27-3751

【12】配慮が必要な児童生徒への対応

「鳥取県いじめの防止等のために基本方針」より

教職員はいじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童生徒をのくる状況にも十分留意しながら慎重に対応することが必要です。その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

□発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについて

教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、アセスメントをしっかり行い、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが大切です。

□海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、保護者が外国人等の児童生徒が関わるいじめについて

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことを留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

□性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ

性同一性障がいや性的指向・性自認などの児童生徒について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応を専門家と連携しながら支援します。

□東日本大震災により避難している児童生徒に対するいじめ

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

□学校として特に配慮が必要な児童生徒に対するいじめ

日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【13】事例から学ぶいじめ対応

1 発達上の課題がある児童生徒が関わる事例

事例の概要

小学4年生の女子児童Aは、社交的で元気だが、自己中心的でわがままなところがある。また「周りの雰囲気を感じ取ること」「他の児童の気持ちを推し量ること」などが苦手であり、自分の思い通りにならないと急に怒り出しそうなことがあった。

そのような中、担任が「A児がいつもより元気がなく、学級の児童に対して普段より威嚇的・攻撃的に接している」ことに気付いた。よく観察していると、他の児童がA児と同じグループになることを嫌がったり、接触を避けたりしていることが分かった。

事例の経過

担任は、すぐに集約担当に報告し、いじめ対策委員会が開かれた。聞き取りにおいて、A児は、自分の気持ちを全て担任に打ち明け、「私にも悪いところがあるから、なおしていきたい」と伝え、担任もA児の応援をしていくことを約束した。

いじめた側の児童に対しては、数人の教職員で事実の確認を行うとともに、いじめの理由を確かめた。その上で「いかなる理由があろうといじめは、絶対に許されない行為である」ことを伝え、同時にA児が、「自分を変えたい」とまで思い悩んでいることも伝えた。

その後、担任は、学級の児童全員に「A児をいじめる児童がいなくなるまで、いじめ解決のための取組を続けていく」ことを伝えた。

A児の保護者には、学年主任と担任が家庭訪問をし、事実を報告するとともに、A児の悩みも伝え、今後の担任としての取組についても説明し、協力をお願いした。保護者からは、「A児がいじめの被害にあったこともショックだが、A児が集団に適応しづらいことについて悩んでいる」とはじめて話をしてくれた。

事例から学ぶ

①いじめのサインを見逃さない

教職員の感性を養い、児童がだすいじめのサインを見逃さず、すぐに連絡・相談することが、問題の早期解決につながります。連絡帳の活用や家庭訪問・電話連絡によって、児童や保護者からの情報を積極的に収集することが大切です。

②児童を理解することから

いじめを受けた側の児童が人間関係づくりを苦手とする場合、いじめられる児童にも問題があるといった誤った考え方陷入ことがあります。いじめの理由ではなく、いじめの事実について指導を行うことが重要です。

この事例の場合は、「発達的な視点」を持ちながらこの児童の特性を十分に理解し、学校が「今後適切な指導を行い、A児を全力で守っていく」ことを保護者にも伝え、安心して生活できるように配慮することが必要です。

2 誤った判断により、事案が深刻化した事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

中学2年女子のAさんは、同じ中学2年のB、C、Dから数日間無視され、1週間以上にわたって欠席するに至った。その後CもBとDから無視され、体調不良を訴えた。

事例の経過

- Aは、腹痛により欠席したが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったが、Aは翌日も欠席した。担任は欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかった。
- 欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないか」という指摘があり、家庭訪問して確認したところ、B、C、Dから数日間無視されていることがわかった。Aの保護者からは「3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり対応してほしい。」と言われた。
- 担任はその日のうちにB、C、Dへ事実確認を行ったが、「そのようなことはない」と答えたので、再度Aに「事実はわからないが、気にしすぎではないか。」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く」というAの言葉を信じて連絡を終えた。
※この時点で担任は、トラブルはなかったと判断し、養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていないかった。
- Aの欠席が1週間継続し、養護教諭はいじめの集約担当者に進言した。集約担当者が管理職に報告すると「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、学校いじめ対策委員会での協議はされなかった。
- その後、Cが体調不良を訴えて保健室を訪れ「BとCから無視されて辛い。Aもいじめられている。」と話し、学校いじめ対策委員会が招集された。
- Aはその後保健室登校できるようになり、B、C、Dからも謝罪を受けたが、教室には入れない日々が続いている。

事例から学ぶ

①校長の強力なリーダーシップのもと、協力体制を確立する。

管理職が対応を担任任せにし、いじめ対策組織で協議しなかったことの責任が大きい。担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、養護教諭が集約担当を通じて報告したにも関わらず、管理職は対応を担任任せにし、学校いじめ対策組織で協議になかった点から組織的対応が不十分であったと言える。

②初期段階での積極的ないじめの認知ができていないため初動が遅れた。

担任が養護教諭の進言やAの保護者からの訴えがあったにも関わらず、これを軽視し、自分の判断で対応したこと、また欠席理由を把握できていなかったのに、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するよう努めるべきであった。

3 教職員が一丸となってネットいじめの解決に取り組んだ事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

女子生徒A子から、同じクラスの女子生徒B子からSNS上で悪口を書かれる等の嫌がらせを受けていると学級担任に訴えがあった。B子に事情を聞くと、書いたことを認めた上で、メッセージや画像をかなりの範囲で拡散していることがわかった。

事例の経過

A子から相談を受けた担任は、すぐに学年主任と集約担当にその内容を報告し、いじめ対策委員会が開かれた。翌日、登校したA子とB子をすぐに呼び、A子からは再度担任が、B子からは学年主任が事情を聞いたところ、事象が明らかになった。

B子に事情を聞く中で、A子の自分勝手な行動に対して不満をもっており、お互い小さなトラブルが絶えなかつたことが明らかになり、その不満のはけ口として、SNS上に、A子の悪口を書いたり、画像を拡散したりしたということだった。B子は、これまでのA子との関係から「なぜ自分ばかりが指導されるのか」という気持ちが強く、教職員の指導が入りにくい状況であったが、B子とその保護者と話し合いをした結果、「いかなる状況であっても、このような形で人を誹謗中傷してはならない」ことをB子本人が理解し、A子に対して謝罪を行った。SNS上の内容については、事象が発覚した段階で、専門機関からアドバイスをもらいながら、画像や文章を削除した。

その後も、B子のA子への様子が気になつたため、二人の人間関係の改善に向け、担任、学年主任などが中心となり、様々な継続的指導を行つた。

事例から学ぶ

①組織づくりの重要性

担任、学年主任が再三にわたつて家庭訪問を実施し、A子とB子双方の保護者に指導の経過を報告した。また、家庭訪問にあたつては、事前に管理職、生徒指導主任等と入念に打合せを行つた上で実施した。そして、実施したその日のうちに管理職に報告し、その後の指導方針について関係教職員全員で検討した。このことで、様々な意見が指導に反映され、学校が一丸となり、ブレのない一貫した指導方針をもつてこの事象に取り組めた。

②SNSによるトラブルへの対応

SNS上によるトラブルは、いじめや犯罪等多くの問題を引き起こしているという意識が低い。使用法によっては、犯罪につながるということを十分理解させる必要がある。

SNSによるトラブルが起きた場合は、組織で対応していくとともに、専門機関からアドバイスをもらいながら、早急に拡散を防ぎ、適切な対応により解決を図つていく必要がある。

③継続的な見守り・指導の大切さ

謝罪して解消したと判断せず、継続的に見守り、支援を行う姿勢が重要である。解消に至つた場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが大事である。

4 組織的ないじめの認知に関わる事例

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者より担任に相談があった。
Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が行き届かない場面で行われているようであるとのことであった。

事例の経過

①いじめの発見

- 担任は、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや状況を聞き取るとともに、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、保護者と相談の上で進めていくことを確認した。
- 担任は、学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに学校いじめ対策会議を開催した。いじめ対策委員会では、これまでのアンケートや生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。
- 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

②情報共有

- いじめ対策委員会でAの状況を情報交換し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして認知することを確認した。また、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、B、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。
- 学校は、B、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できだが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

③いじめに該当するか否かの判断

- いじめ対策委員会では、これまでの情報を整理し、いじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

④関係保護者への報告及び謝罪と見守り

○学校はいじめ対策委員会での調査の結果を、関係保護者へ報告し、その後、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者とも事実を認めることなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察に相談し、法的手続きを検討している。

事例から学ぶ

①いじめ防止対策推進法の視点から

○担任は、保護者からの相談を受け、被害児童Aに対するいじめの疑いを認識した段階で「学校いじめ対策委員会」へ報告している。この報告は「いじめの防止等のための基本的な方針」でも速やかに行うこととされており、直ちに学校いじめ対策委員会が開催されたことによって、組織的な対応をとることにつながっている。

○被害児童及び加害児童からの聞き取りを、話しやすさ等を考慮して担任や学年主任を充てるなど、複数人で組織的に聞き取るようにした点は有効であると考えられる。

○「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされている。
本事案においても、Aからの聞き取りを受け、いじめと対応する方針を、校内いじめ対策会議において決定しており、基本方針にそった対応が行われている。

②いじめの判断の視点から

○学校いじめ対策委員会において、本事例における「言葉による嫌がらせ」は被害児童Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の定義に基づき、いじめとして認知し、対応を判断している。
加えて、SNSでの仲間はずれについても、いじめの「疑い」があるとして、いじめの可能性を考慮しながら事実関係を確認したことは、適切な対応であったと考えられる。

5 インターネット上のいじめへの対応

事例の概要

「いじめ対策に係る事例集」文部科学省

休日の大型ショッピングセンター内の女子トイレで、小学5年女子Aが、6年女子BとCから裸になることを強要され、その様子をスマートフォンで動画撮影されるという事案が発生した。3名の他に5年女子Dがその場におり、現場を目撃していた。5月下旬に6年生教室における関係児童らの会話から担任が認知し事案が発覚。担任が学校いじめ対策委員会に報告し対応した。

対応の経過

- 担任が「学校いじめ対策委員会」への通報を即座に行い、学校体制で複数の教師が加害・被害児童の聞き取り調査を行った。
- 特に加害児童の聞き取りは、①いつ、②どこで、③誰が、④どのように、⑤何をしたかに加え、⑥どうしてやったのかを丁寧に聞き取った。
- B、Cが面白い動画を集めることを目的に、Aの裸を撮影したことを認めたため、指導するとともに、加害・被害児童の保護者へ連絡した。
- 学校から警察へ状況を報告するとともに、動画が拡散されていた場合の対処方法等についての助言を得た。
- 加害・被害児童の保護者同席のもと、謝罪の場を設定した。
- 動画のデータは、BとCの他2名で送受信されていたが、他のSNS等には拡散していないかった。それぞれの児童と保護者にスマートフォンを学校に持参してもらい、動画データの確認と削除を行った。
- その後の対応として、以下の取組を実施した。
 - ・被害児童には、毎週月曜日の朝に担任が家庭に連絡。1週間の学校生活の見通しと不安の内容を聞き取り、対応の在り方を方向付けた。
 - ・加害児童には、人を傷つけてしまうストレスの除去を目的に、カウンセリングを継続して実施した。
 - ・周囲の児童には、生徒指導担当教員から「年齢によっては、インターネットへのいじめに係る投稿は、刑法で『侮辱罪』『名誉棄損罪』、民事では『損害賠償請求の対象』になること」を指導した。
 - ・保護者には、「学校通信」で情報モラルに係る記事を連載。インターネットの利用に起因して性犯罪被害など深刻な問題が生じていること等を伝えるとともに、家庭での情報機器の利用に関するルールづくりについて依頼を行った。

<引用・参考文献>

- 鳥取県「いじめ防止等のための基本方針」(H29.7)
- 総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告
を踏まえた対応について」(通知)
- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
(H29.3)
- 文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」(H28.3)
- 文部科学省「いじめ対策に係る事例集」(H30.9)
- 兵庫県「いじめ対応マニュアル」(H29.8)
- 北海道幌延町教育委員会「いじめ対応マニュアル」(H21.2)
- 杉並区教育委員会「いじめ対応マニュアル」(H29.8)
- 奈良県教育委員会「事例から学ぶいじめ対応策」(H21.3)



鳥取県いじめ対応マニュアル

いじめの重大事態から学ぶ

発行 平成31年 月

鳥取県いじめ問題対策連絡協議会

鳥取県教育委員会

いじめ・不登校総合対策センター

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）案に係る
パブリックコメントの実施結果について

平成31年2月14日
社会教育課

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）」案についてパブリックコメントを実施し、平成31年1月28日に「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」を開催して、意見の対応方針をまとめました。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成30年12月18日（火）から平成31年1月11日（金）まで
(2) 閲覧方法 県関係7庁舎（県民課、総合事務所、図書館）及び19市町村に配架、とりネットへの掲載、関係機関への郵送
(3) 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民課、総合事務所設置の意見箱
(4) 新聞広告 平成31年1月6日（日）の日本海新聞に意見募集広告を掲載

2 応募結果及び意見への対応状況

意見総数 69件（16名）

反映する	16件	今後の参考とする	5件
盛り込み済	47件	対応できない	1件

3 主な意見と対応方針

意見の内容	対応 (分類)	対応方針
全体 10件		
・(計画案に賛同)課題と対応がしっかりとまとまった計画であり、意欲が伝わる。計画にしたがってしっかり進めて欲しい 等 <8件> ・(読書の意義)学力向上だけでなく、読書自体に意味がある。 ・(読書習慣)まず読書習慣をつける取組が必要。	盛込済	(本に親しみ、本の世界を広げ・深める読書が、読解力・思考力だけでなく感性・表現力・想像力を豊かにする旨記載) (読書習慣の形成については、計画全体に記載)
乳幼児期からの啓発 8件		
・(生活習慣)基本的な生活習慣「早寝早起き朝ごはん」が身についていない子どもは、本を手にせず、読み聞かせも聞けない。	反映	・県が取り組んでいる生活習慣啓発事業「心とからだいいききキャンペーン」等による早寝早起き等の基本的生活習慣定着について追記。
・(わらべうた等)読書力には乳幼児期からの言葉の体験が大切。読み聞かせと共にわらべうたなどについても取り組んでほしい。	反映	・乳幼児期からわらべうたなどに親しむことで言葉の発達機会が提供されることの大切さについて追記。
・(幼児期からの読書習慣形成)幼い頃から読書習慣がつくような取組をして欲しい 等 <3件> ・(妊娠期からの広報)出産後は多忙であり、妊娠期からの読書に関する啓発をしっかりして欲しい。 ・(ブックスタート)全市町村で取り組んで欲しい。 ・(家庭に対する広報)文書だけでなく具体的な啓発が必要	盛込済	(乳幼児期から読書習慣を形成するため、妊娠期からの啓発、ブックスタート、家庭・園などにおける読書活動の推進について記載) (ブックスタートはH21に全市町村実施済みとなった旨記載) (出前図書館や大型集客施設における啓発等を記載)
保護者の取組 4件		
・(大人の読書習慣)大人に読書習慣があるのか知りたい。 ・(親自身の読書)親自身が読書することで、子どもにも読書をさせることにつながる ・(家庭での読書)時間を決めて読書をさせる。	反映	・アンケート結果から見える保護者の読書環境の課題、保護者の読書習慣・意識の重要性、公立図書館の利用促進、家族での読書活動等について追記。

インターネット利用との関係 6件

・(ネットと読書の関係)ネット利用と読書環境には何らかの関係があるはずである。	盛込済	(電子メディアとの適切な接し方に関する啓発を読書啓発とあわせて実施する旨、今後アンケート等によりインターネット利用と読書活動に関する実態把握をして方向性を検討する旨を記載)
・(ネットとの付き合い方啓発)インターネットとの上手な付き合い方などについて、分かりやすく広く発信して欲しい 等 <4件>	盛込済	
・(アンケート項目)「インターネットで本を買う」は、紙と電子書籍の両方あると思うので、細かく調査できないか。	今後の参考	次回のアンケート調査の参考とする。

地域の取組 6件

・(公民館)公民館に本を置き、市町村図書館からも取り寄せてもらう。	反映	・図書館の団体貸出先の例示の中に公民館を追記。
・(各種連携) 公民館や地域住民による読み聞かせ 書店等との連携・協力 移動図書館の利用、子ども食堂への貸出し 読書ボランティア等との連携強化・情報提供の充実 等 <3件>	盛込済	(公民館等における読書ボランティアと連携した読み聞かせ、書店等との連携、出前図書館、子ども食堂等への団体貸出について記載)
・(放課後児童クラブ等)放課後児童クラブ等における活動も引き続き重要である 等 <2件>	盛込済	(放課後子ども教室や放課後児童クラブでのおはなし会開催等について記載)

幼稚園・認定こども園・保育所等 4件

・(図書の充実) 園の持っている絵本冊数は少なく傷み多いため、対策を。 園の図書の更新予算に限りがあるが、団体貸出で園にない本にも触れるができる 等 <4件>	盛込済	(市町村立図書館と連携した図書の充実(団体貸出等)や、発達段階に応じた選書等における市町村立図書館との連携について記載)
・(読み聞かせ) 園で読み聞かせをして欲しい 等 <2件>	盛込済	(幼稚園・認定こども園・保育所等における保護者への貸出、家庭での読み聞かせ、ボランティア等と連携したおはなし会等について記載)

学校教育 7件

・(読書会)同じ本を読み感想等の意見交換をする活動があればよいと思う。	反映	・読書会(同じ本を読み、本の感想を話し合う活動)について追記。
・(児童生徒による読み聞かせ)中学生等が園児に読み聞かせをすることで、選書を学んだり、将来自分の子どもに読み聞かせをするきっかけになったりすることは良い体験になる。	反映	・読み聞かせアドバイザーを児童生徒の読み聞かせ実習の事前学習にも派遣する旨を追記。
・(辞書引学習)辞書を使って意味・漢字を調べる学習を。	盛込済	(学習指導要領による国語科等の言語活動の充実について記載)
・(一斉読書・朝読書等) 中学校・高校でも一斉読書を行わせること。 すきま時間を利用し、朝読書を行うことが生涯読書を続けていくため必要であり、継続を。 等 <3件>	盛込済	(朝読書を含む一斉読書について、全校一斉読書や学年・学級単位など、それぞれの学校の実態に合った取組を継続する旨を記載)
・(ビブリオバトル実施支援)学校で実施する場合、子ども達がやり方をイメージするため実際に見る機会があるといい。 ※ビブリオバトル 知的書評合戦。数人が本を持ち寄り、その本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし、それを聞いた参加者が一番読みみたいと思った本を投票で決定する書評会。	反映	・読書への動機づけのための取組における県・市町村、民間団体の事業の活用を追記。(ビブリオバトルの実演を行うビブリオバトル実施支援事業を今後も継続予定)

特別な支援を要する子どもへの支援 1件

・(団体貸出)放課後等デイサービス事業所に対して本を貸し出してはどうか。	反映	・図書館に来所できない子どもへの対応として、特別支援学校等への団体貸出支援を追記。
--------------------------------------	----	---

学校図書館 9件

・(年間指導計画)情報センターとして学校図書館を活用するために、年間指導計画を整えることが重要だと思う。	反映	・各学校において図書館活用に係る年間指導計画を作成し学校図書館の計画的活用を図る旨を追記。
・(機能強化・充実) 学校図書館の機能強化、書籍の充実 学校図書館の活用による自主的・自発的な学習・読書活動の充実 学年にあつた本、推薦本を置いて欲しい。	<3件> 盛込済	(学校図書館の機能強化や書籍の充実、学校図書館の計画的活用による自主的・自発的な読書活動の充実、発達段階に応じた選書や優良図書の紹介について記載)
・(古書の寄付)地域住民から古書を学校図書館等に寄付してもらう。	今後の参考	各学校の実情に応じて対応する
・(学校司書配置等) 司書教諭は全学校に配置されているが、学校司書の配置状況はどうなっているか。 学校司書・司書教諭の配置を継続してほしい。 学校司書の複数校兼務、非常勤・臨時による配置、司書資格のない場合等があり、十分ではない。等	<4件> 盛込済	(司書教諭・学校司書の配置状況について記載(全国的にみても高率)。学校司書の継続的な任用と研修の充実について記載)

啓発事業 7件

・(各種効果的啓発) 出前図書館や大型集客施設での啓発活動等、今後も効果的な啓発活動を望む。 児童生徒が本を手に取るきっかけとなる優れた取組の情報提供 心とからだいきいきキャンペーンを読書の大切さにつなげて欲しい。 ブックハンティングにおける地元書店との連携をして欲しい	盛込済	<4件> (大型集客施設での活動、出前図書館、優良事例の発信、心とからだいきいきキャンペーンによる読書活動推進、ブックハンティング等における書店等との連携・協力について記載)
・(優良図書紹介ポスター)優良図書紹介のため、視覚に訴えるポスターを作ってほしい。 ・(県の広報)県の広報は市町村に比べて身近におりてくるのが遅いようを感じる。	今後の参考	効果的な広報に努める。
・(啓発のあり方)「大型集客施設における啓発活動～」について、商業施設の集客にたよる方策はいかがなものか。	対応できない	大型集客施設での啓発活動において、普段読み聞かせ会等に参加しない保護者を含め、より多くの方に読書の大切さについて啓発していく。

読書活動に関わる人への研修 4件

・(研修会の工夫) 土日に働く人が増えており、夜間、平日の研修の開催も検討して欲しい。 園においては「読み聞かせはいつもしている」という意識から研修に参加しないことが多い。	反映	<2件> <2件> <2件> ・研修会の開催に当たり、開催時期・開催場所・内容等の工夫により、参加しやすい環境の整備に努める旨を追記。
・(研修の充実等)読書ボランティア等に対する研修、図書館職員、司書教諭、学校司書等への研修の充実 等	盛込済	(読書ボランティアに対する研修、図書館職員、司書教諭、学校司書への研修の充実について記載)

その他 3件

・(表記誤り)他の箇所は「障がい児」となっているが、注釈欄に「障害児」が1カ所ある。	反映	・御指摘のとおり修正。
・(組織全体での連携・理解促進)市町村も含め、組織全体で理解を深め、連携するという項目を入れて欲しい。	反映	・県・市町村・民間団体等が組織全体で理解を深め、連携して取組を進める旨を追記。
・(運動とのバランス)子どもの読書と運動時間のバランスを考える。	今後の参考	今後の施策立案の参考とする。

注) ひとつの意見が複数の内容にわたる場合があり、件数の内訳と合計は一致しないことがある。

4 今後の予定

3月中旬 定例教育委員会議決・公表

文化財の県指定について

平成31年2月14日
文化財課

平成31年2月7日に開催された鳥取県教育委員会において、下記の文化財を鳥取県保護文化財、鳥取県有形民俗文化財に指定、鳥取県無形文化財に指定及び保持者認定することができたことが決定しました。

記

文化財の名称	宮本家文書 (みやもとけ もんじょ)
文化財の分野	鳥取県保護文化財 (古文書)
所在地	鳥取市
員 数	14点
文化財の概要	宮本家文書は、江戸期に伯耆国米子の商家であった宮本家に伝來したものである。16世紀に書かれた中世文書14点で、大内氏や山名氏、毛利氏から伯耆国の中地領主であった村上氏や福頼氏に宛てたもので、伯耆国の中地領主が中世から近世への移行期の複雑な情勢を生き抜いた過程や村上氏や福頼氏の具体的な動向を示す希有な史料である。また、16世紀における伯耆国と周防大内氏・但馬山名氏・安芸毛利氏との関係性や政治情勢を知ることのできる史料としても貴重である。

文化財の名称	絹本着色 五大明王像 (けんぽんちゃくしょく ごだいみょうおうぞう)
文化財の分野	鳥取県保護文化財 (仏画)
所在地	鳥取市
員 数	5幅
文化財の概要	五大明王は、密教の代表的な忿怒尊 (ふんぬそん) セットで、五尊一具で用いる場合は息災・増益 (そうやく) を祈る五檀法の本尊として祀られることが多い。本作品は中規模な五幅セットで、仏画の伝統的な描写法にのっとり、彩色を中心として動的な姿勢と力強い火炎光背を的確に表現している。五幅とも素材となる絹絹は同質で、鎌倉時代後半の特色を示している。鳥取県内の五大明王像一具の遺品としては、最古例として貴重である。

文化財の名称	絹本着色 愛染明王像 (けんぽんちゃくしょく あいぜんみょうおうぞう)
文化財の分野	鳥取県保護文化財 (仏画)
所在地	鳥取市
員 数	1幅
文化財の概要	愛染明王は平安時代後半から信仰が高まった密教の忿怒尊である。本作品は、仏画の伝統的な描写法に則っており、新奇な表現こそないものの、ていねいな賦彩 (ふさい) や抑制された金色の併用などにより、奥深い画面を作り上げている。絹絹の状態とも考えあわせて13世紀鎌倉時代後半の制作と位置づけられる。愛染明王像の類品は全国的に数多いが、県内では本作品が最古例と思われ、その点でも貴重である。

文化財の名称	絹本着色 三宝荒神像 (けんぽんちゃくしょく さんぽうこうじんぞう)
文化財の分野	鳥取県保護文化財（絵画）
所在地	鳥取市
員 数	1幅
文化財の概要	<p>荒神は仏典には説かれておらず、一般に、仏・法・僧の三宝を守護する忿怒相の三宝荒神、神将形の子島荒神、慈悲相の如来荒神の三種の姿があるとされ、本作品は三宝荒神に当たる。</p> <p>本作品は伝統的な作風で、穏やかな線描や截金（きりかね）文様を用いた装飾感覚など、平安仏画の画調を残している点に特色がある。様式から鎌倉時代半ばころの制作と判断され、三宝荒神像としては全国的にも早い作例のひとつとみなされ、その点でも貴重である。</p>

文化財の名称	木造不動明王坐像 (もくぞう ふどうみょうおうざぞう)
文化財の分野	鳥取県保護文化財（彫刻）
所在地	大山町
員 数	1軀
文化財の概要	<p>本作品は、火焔光背をもち、瑟々座（しつしつざ）に右足を外側にして結跏趺坐（けっかふざ）する。左手に羈索（けんさく）を、右手に剣を手にし、軽く左を見込む姿は明王の基本を踏まえるが、頭髪を総髪と巻髪を組み合わせた珍しい形が見てとれる。</p> <p>鎌倉時代以前の作であり、その頃までさかのぼる半丈六以上の不動明王像は全国的に見ても稀であり、本像はその貴重な一例である。</p>

文化財の名称	染織 (せんしょく)
文化財の分野	鳥取県無形文化財
保持者	山下 健 (やました たけし)
保持者の住所	鳥取市
文化財の概要	<p>山下氏は、植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続けてきた染織家である。</p> <p>「同じものができないければ、本物ではない」という柳悦孝・悦博両氏の教えを受け継ぎ、糸作りから染め、そして織りとすべての工程をこなし作品づくりを進める山下氏は、活動の拠点である国画会において重要な位置を占めるだけでなく県内染織界並びに現代日本染織界において第一人者と評価することができる。</p>

文化財の名称	紙布 (しぶ)
文化財の分野	鳥取県無形文化財
保持者	山下 健 (やました たけし)
保持者の住所	鳥取市
文化財の概要	<p>山下氏は、地元青谷町の特産である和紙を使用した紙布の魅力を探求し、染織界に提示していくことをライフワークとしている。</p> <p>染織家としての経験と技術の上に立ち、和紙の吟味による適切な素材選択、高度な紙の糸づくりを総合して、繊細で暖かな風合いを持つ紙布を制作してきた。これまで制作してきた通常の織物の模様スタイルと軌を一にした絢模様を基本とし、伝統的な模様をより力動的にアレンジしたり、幾何学的な構築的要素を強調したり、通常の織物とは少し違う、より個性的で現在的な模様世界を作り出している。現代を代表する紙布作家である。</p>

文化財の名称	智頭の林業関係資料（ちずのりんぎょうかんけいしりょう）
文化財の分野	鳥取県有形民俗文化財
所在地	智頭町
員 数	213点
文化財の概要	<p>智頭の林業は、江戸時代に鳥取藩の管理のもと、災害対策と産業振興として杉の植林が盛んに進められたことに始まり、明治・大正時代から戦後にかけて造林が続けられ、主要産業として重要な役割を果たしてきた。</p> <p>資料構成は、林業用具と林業と並行して行われてきた自然栽培（黄連栽培）の用具からなり、林業用具173点は、成長した樹木を伐る主伐、集材・搬出、下刈り・間伐等の各作業工程に用いた各種用具がそろって林業の実態がよく分かる。黄連栽培道具40点は、採集から運搬、出荷等に用いた用具群で、生産活動の実態や歴史を知る資料として価値が高い。</p> <p>智頭という地域で蓄まってきた林業の歴史的・時代的・地域的特色を良く示す、貴重な資料群である。</p>

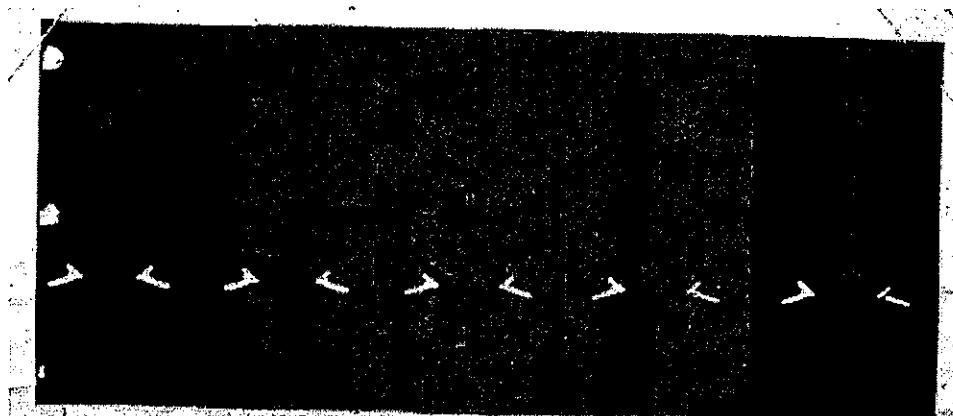
【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
宮本家文書 みやもとけ もんじょ	鳥取市	14点	<p>保護文化財 古文書の部</p> <p>1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの</p> <p>4 古文書類、日記、記録類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値の高いもの</p>

<指定理由>

宮本家文書は、江戸期に伯耆国米子の商家であった宮本家に伝來したものであり、平成29年（2017）6月22日、系図類を除く中世から現代までの206点の史料が鳥取県立博物館に寄贈された。

このたび指定するのは16世紀に書かれた中世文書14点であり、大内氏や山名氏、毛利氏から伯耆国 の在地領主であった村上氏や福頼氏に宛てたものである。中世伯耆国 の在地領主に関する史料はほとんど残されていないため、残っていること自体が貴重であるほか、伯耆国 の在地領主が中近世移行期の複雑な情勢を生き抜いた過程や村上氏や福頼氏の具体的な動向を示す希有な史料である。また、16世紀における伯耆国と周防大内氏・但馬山名氏・安芸毛利氏との関係性や政治情勢を知ることのできる史料としても貴重である。



(年未詳) 3月3日
大内義隆書状(切紙)

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
絹本着色 五大明王像	鳥取市	5幅	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

<指定理由>

大安興寺は鳥取市用瀬町にある真言宗寺院（高野山末）で、寺伝では法道仙人の開基とされる。本作品は、もと大阪の泉州（和泉市）槇尾山文殊院に伝來したもので、江戸時代に大安興寺に施入された。

五大明王（五大尊とも）は、密教の代表的な忿怒尊セットで、五尊一具で用いる場合は息災・増益を祈る五壇法の本尊として祀られることが多かった。

本作品は中規模な五幅セットで、仏画の伝統的な描写法にのっとり、彩色を中心として動的な姿態と力強い火炎光背を的確に表現している。着衣の文様は彩色と金泥の二種からなり、截金は用いない。尊像表現には形式化の傾向も見受けられるが、忿怒尊の威風を充分に表出できており、金泥文様には鎌倉時代後半の流行を反映した描写もうかがえる。五幅とも素材となる絹絹は同質で、鎌倉時代後半の特色を示している。制作年代も13世紀後半とみてよいと思われる。

鳥取県内の五大明王像一具の遺品としては、最古例として貴重である。



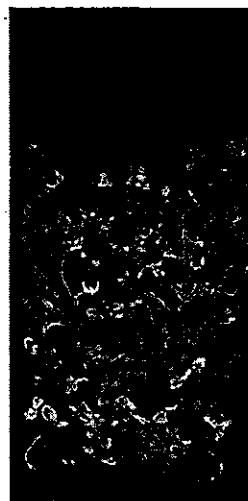
大威德明王像



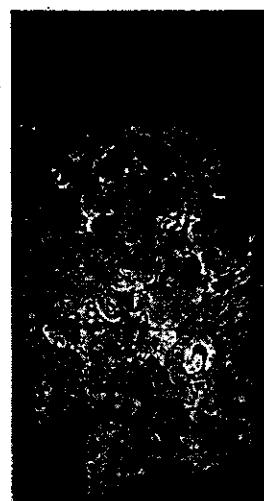
軍荼利明王像



不動明王二童子像



降三世明王像



金剛夜叉明王像

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
絹本着色 愛染明王像	鳥取市	1 幅	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

<指定理由>

大安興寺は鳥取市用瀬町にある真言宗寺院（高野山末）で、寺伝では法道仙人の開基とされる。本作品の旧襍背には宝永元年（1704）と安永4年（1772）の修補銘があり、遅くとも江戸時代中頃までに伝來したことがわかる。

愛染明王は平安時代後半から信仰が高まった密教の忿怒尊である。一面六臂の愛染明王は金剛智訖『金剛峯樓閣一切瑜伽瑜祇經』に基づくもので、本作品も通有の図像である。種々の目的で行われる愛染法の本尊だが、左第三手の持物はその目的に応じて変化し、画像の場合は行者の心中に想い浮かべることになっている。

本作品は、仏画の伝統的な描写法に則っており、新奇な表現こそないものの、ていねいな賦彩や抑制された金色の併用などにより、奥深い画面を作り上げている。絵絹の状態とも考えあわせて、13世紀も鎌倉時代後半の制作と位置づけられる。愛染明王像の類品は全国的に数多いが、県内では本作品が最古例と思われ、その点でも貴重である。



【指定】鳥取県保護文化財

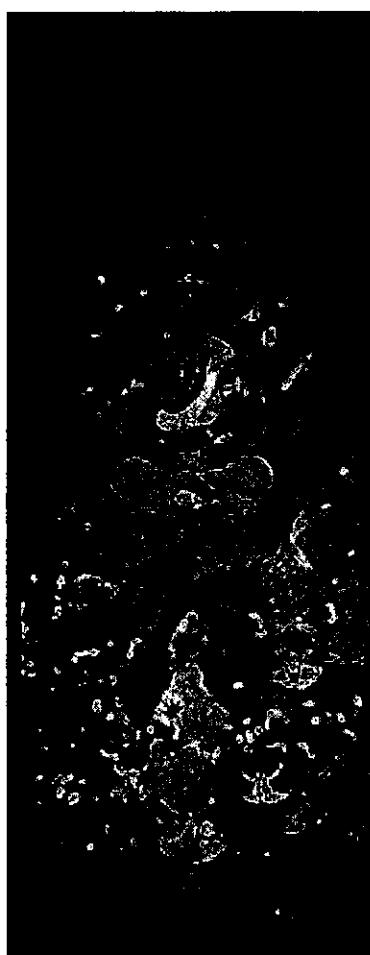
名 称	所在地	員 数	指定基準
絹本着色 三宝荒神像	鳥取市	1 幅	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

<指定理由>

大安興寺は鳥取市用瀬町にある真言宗寺院（高野山末）で、寺伝では法道仙人の開基とされる。本作品の旧裱背には宝永元年（1704）と安永4年（1772）の修補銘があり、遅くとも江戸時代中頃までに伝來したことがわかる。

荒神は仏典には説かれておらず、修驗道あるいは神仏習合を背景とした個性的な尊格である。俗には火の神ないし竈の神ともされる。一般に、仏・法・僧の三宝を守護する忿怒相の三宝荒神、神将形の子島荒神、慈悲相の如来荒神の三種の姿があるとされ、本作品は三宝荒神に当たる。古い絵画の作例はなく、中世になってから描かれるようになった。

本作品は伝統的な作風で、穏やかな線描や截金文様を用いた装飾感覚など、平安仏画の画調を残している点に特色がある。絵絹ではなく平織の絹を用いているのは、注文者の特異な意図を反映していると想定されるが、詳細は明らかではない。様式から鎌倉時代半ばころの制作と判断され、三宝荒神像としては全国的にも早い作例のひとつとなみなされ、その点でも貴重である。



【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
木造不動明王坐像	大山町	1 軀	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

<指定理由>

大山寺は西伯郡大山町にあり、修験の山として古来から名をはせてきた天台宗寺院である。

本作品は、火焔光背をもち、瑟々座に右足を外側にして結跏趺坐する。左手に羈索を、右手に剣を手にし、軽く左を見込む姿は、不動明王の基本を踏まえるが、頭髪を総髪と巻髪を組み合わせた珍しい形がみてとれる。

内面には弘安8年(1285)の銘文があり、この年代を制作年代とするのか、修理年代とするのかで議論の分かれるところであるが、頭部から胴部を一材、膝前を一材で木取りし、両腰脇に三角材を寄せるといった単純なつくりであることや、肉付きの良い立体的な造形や彫刻の表現などから平安時代(11世紀前半)までさかのぼる可能性がある。いずれにしても鎌倉時代以前の作であり、その頃までさかのぼる半丈六以上の不動明王像は全国的に見ても稀であり、本像はその貴重な一例である。



【鳥取県無形文化財の指定及び保持者の認定】

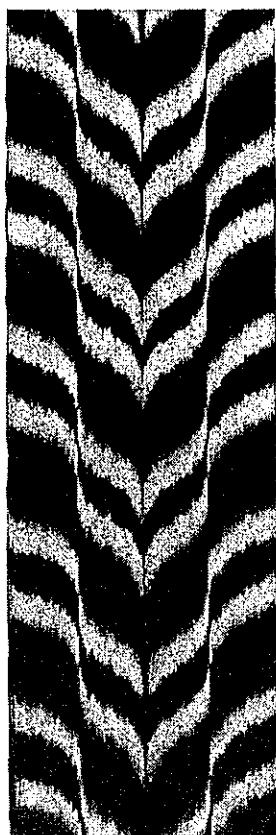
無形文化財の名称	無形文化財保持者	
	氏名	住所
せんしょく 染織	やました たけし 山下 健	鳥取市

＜指定理由＞

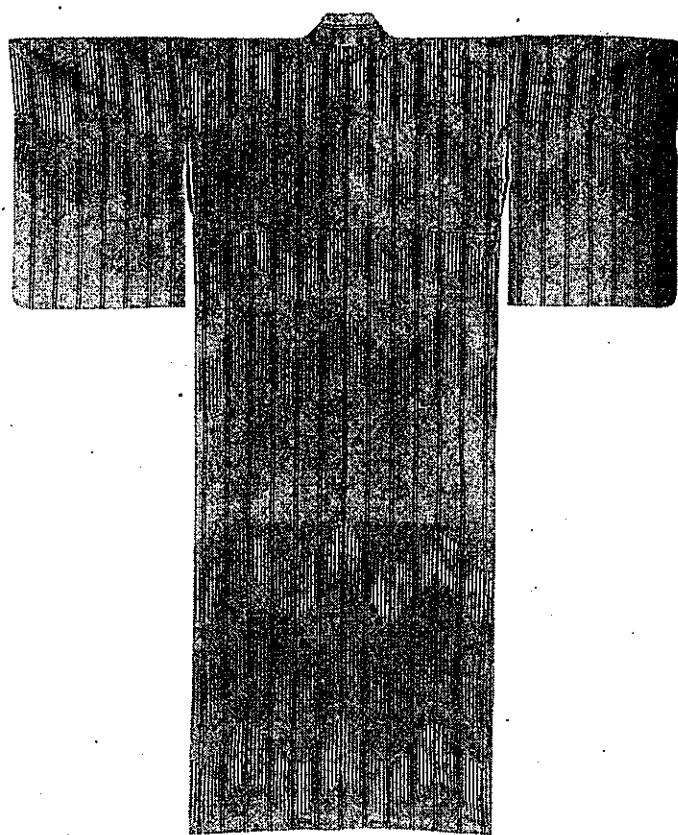
山下氏は、植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続けてきた染織家である。

絹織と板締染による織によって、あくまでも伝統的な絹織模様を基盤にしながら、例えば立涌模様を斜行させるアレンジを施したり、文様の繰り返しをより多く重層させたり、個性的な作家独自の模様世界を作り出している。そしてそれを明色と淡色・暗色、寒色と暖色を駆使して展開し、非常に幅広い豊かな作風を作り出す点に特徴がある。

「同じものができないれば、本物ではない」という柳悦孝・悦博両氏の教えを受け継ぎ、糸作りから染め、そして織りとすべての工程をこなし作品づくりを進める山下氏は、活動の拠点である国画会において重要な位置を占めるだけでなく、県内染織界並びに現代日本染織界においても第一人者と評価することができる。



板締帶地 (2016年)



経絣訪問着 (1985年)

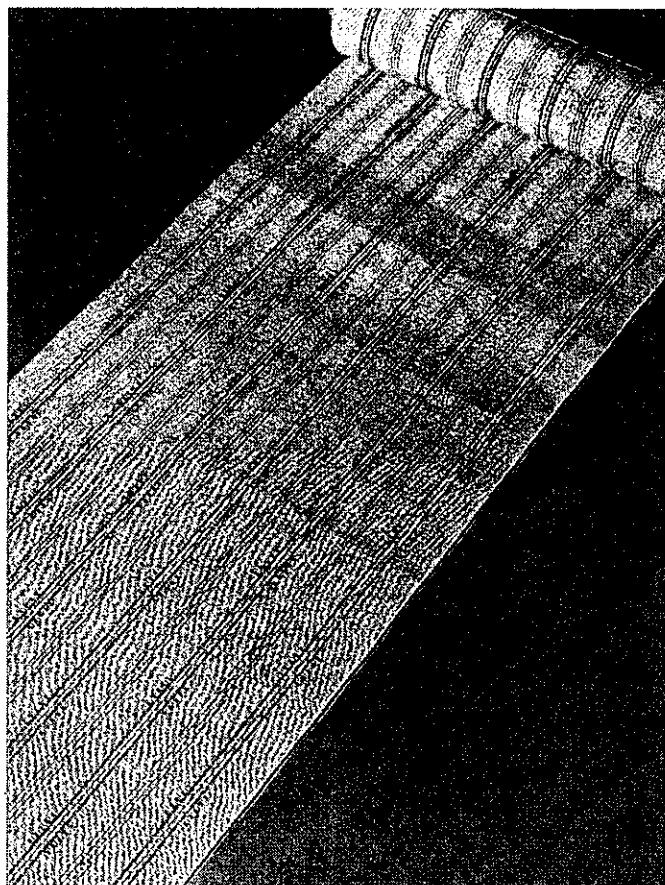
【鳥取県無形文化財の指定及び保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財保持者	
	氏名	住所
しふ 紙布	やました　山下　健	鳥取市

<指定理由>

山下氏は、植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続けてきた染織家である。さらに地元青谷町の特産である和紙を使用した紙布の魅力を探求し、染織界に提示していくことをライフワークとしている。

染織家としての経験と技術の上に立ち、和紙の吟味による適切な素材選択、高度な紙の糸づくりを総合して、繊細で暖かな風合いを持つ紙布を制作してきた。紙の糸ならではのさらっとした質感と絹などの通常の糸を融合した独特の異質な質感の布である。これまで制作してきた通常の織物の模様スタイルと軌を一にした絢模様を基本とし、伝統的な模様をより力動的にアレンジしたり、幾何学的な構築的要素を強調したり、通常の織物とは少し違う、より個性的で現代的な模様世界を作り出している。現代を代表する紙布作家である。



紙布帯地（2015）



紙布絹縫地（2015）

【指定】鳥取県有形民俗文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
ちず りんぎょうかん 智頭の林業関 けいしりょう 係資料	智頭町	213点	<p>有形民俗文化財</p> <p>1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの</p> <p>(2) 生産、生業に用いられるもの</p> <p>2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの</p> <p>(1) 歴史的変遷を示すもの</p> <p>(2) 時代的特色を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p>

<指定理由>

智頭の林業は、江戸時代に鳥取藩の管理のもと、災害対策と産業振興として杉の植林が盛んに進められたことに始まり、明治・大正時代から戦後にかけて造林が続けられ、当地の主要産業として重要な役割を果たしてきた。

智頭の林業関係資料は、この地域における近現代の林業の変遷とその作業工程を体系的に示す資料群213点で、旧山形小学校校舎を活用した智頭林業資料展示室等でまとまって保管されている。

資料構成は、林業用具と林業と並行して行われてきた自然栽培（黄連栽培）の用具から成る。前者の林業用具173点は、成長した樹木を伐る主伐、造材した樹木の集材・搬出、植林・育林に関する地ごしらえ・植え付け・下刈り・除伐・間伐・枝打ち、板等への加工をする製材等の工程に分けられる。それぞれの作業工程に用いた各種用具がそろって林業の実態がよく分かるとともに、木材の運搬手段としたイカダや森林鉄道関係資料など、近現代における林業形態の変遷も示している。後者の黄連栽培道具40点は、育成中の杉林の地面を使った黄連栽培の採集から運搬、調整、出荷等に用いた用具群で、木を伐る・育てるだけではない複合的な生産活動の実態や歴史を知る資料として価値が高い。

以上、智頭という地域で営まれてきた林業の歴史的・時代的・地域的特色を良く示す、重要な資料群である。



参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財	296 (8)	国指定文化財	123
	保護文化財	150 (5)	国宝・重要文化財	56
	絵画	23 (3)	絵画	3
	古文書	14 (1)	古文書	0
	彫刻	41 (1)	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	26	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	23	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	34
	名勝	11	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	56	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	5 (1)	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	44	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	10 (2)	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	県選択	3	国選択	9
	記録作成等の措置を講ずべき		記録作成等の措置を講ずべき	
	無形の民俗文化財	3	無形の民俗文化財	9

企画展「Our Collections! 一鳥取県のアート・コレクションの、これまでとこれからー」の開催について

平成31年2月14日
博物館

企画展「Our Collections! 一鳥取県のアート・コレクションの、これまでとこれからー」を下記のとおり開催します。

1 趣 旨

鳥取県では、新たに県立美術館を倉吉市（倉吉未来中心隣接）に整備します（平成36（2024）年度中に開館予定）。「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに、県民とともにつくりあげる、県民がより身近に感じられる美術館を目指しています。この動きに呼応し、さらに多くの方々に関心を持っていただくため、美術館の核となる鳥取県立博物館の美術コレクションを中心とした展覧会を開催します。会場では、博物館がこれまでに集めてきた美術作品のほか、来場された方に美術館開館後のコレクション展をイメージしていただくため、これから新しく収集していきたいと考えているさまざまなタイプの作品を実物や写真資料などで紹介します。本展を通じて、新しい美術館の姿を皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

2 展示構成

第一章 鳥取県がこれまでに進めてきた美術コレクション収集の歴史を作品と合わせて紹介
第二章 「前田寛治とその周辺」「砂のある風景」など、幾つかのテーマを設定して作品を紹介
第三章 事前に行った人気投票で選ばれた作品を紹介
第四章 美術館の新しい収集方針の方向性（例：“国内外の優れた美術”として、「1970年代から現代までの国内外の美術」や、「次世代の作家による優れた作品」など）をイメージできる作品を、美術館や個人、画廊等のコレクションから借用して紹介

3 会期等 平成31年2月16日（土）～3月10日（日）

※開館日：20日間 休館日：会期中の月曜日

4 会 場 鳥取県立博物館 第1・第2特別展示室

5 観 覧 料 一般400円（団体200円）

6 関連事業

（1）学芸員によるギャラリートーク

日時：2月16日（土）、3月2日（土） 14：00～15：00

会場：本展展示会場（要観覧料）

※16日（土）は特別ゲストとして第四章の出品作家数名が参加予定

（2）クロストーク「これからの美術館は何をコレクションするのか？」

日時：2月23日（土） 10：30～12：00

会場：2階講堂（参加費無料）

講師：南雄介氏（愛知県美術館館長）、外館和子氏（工芸史家・多摩美術大学教授）など

（3）スペシャルトークセッション「地方都市と現代美術」

日時：3月9日（土） 14：00～15：00

会場：2階講堂（参加費無料）

講師：原口典之氏（現代美術家・本展第四章出品作家）など

